島根原子力発電所2号炉 審査資料			
資料番号	EP-066 改 42		
提出年月日	令和2年9月4日		

# 島根原子力発電所2号炉

# 津波による損傷の防止

# 令和2年9月 中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

#### 第5条:津波による損傷の防止

〈目 次〉

- 1. 基本方針
- 1.1 要求事項の整理
- 1.2 追加要求事項に対する適合性
- (1) 位置,構造及び設備
- (2) 安全設計方針
- (3) 適合性説明
- 1.3 気象等
- 1.4 設備等(手順等含む)
- 2. 津波による損傷の防止

(別添資料1)

- 島根原子力発電所2号炉 耐津波設計方針について
- 3. 運用, 手順説明

(別添資料2)

- 津波による損傷の防止
- 4. 現場確認を要するプロセス

(別添資料3)

島根原子力発電所2号炉 耐津波設計における現場確認を要するプロセスについ

て

下線は,今回の提出資料を示す。

別添資料1

# 島根原子力発電所2号炉 耐津波設計方針について

- I. はじめに
- Ⅱ. 耐津波設計方針
  - 1. 基本事項
    - 1.1 津波防護対象の選定
    - 1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等
    - 1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域
    - 1.4 入力津波の設定
    - 1.5 水位変動,地殻変動の考慮
    - 1.6 設計または評価に用いる入力津波
  - 2. 設計基準対象施設の津波防護方針
    - 2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
    - 2.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)
    - 2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)
    - 2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)
    - 2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止
    - 2.6 津波監視
  - 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針
    - 3.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
    - 3.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)
    - 3.3 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (外郭防護2)
    - 3.4 重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離(内郭防護)
    - 3.5 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な 機能への影響防止
    - 3.6 津波監視
  - 4. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件
    - 4.1 津波防護施設の設計
    - 4.2 浸水防止設備の設計
    - 4.3 津波監視設備の設計
    - 4.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項

(添付資料)

- 1. 基準津波に対して機能を維持すべき設備とその配置
- 2. 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて
- 3. 地震時の地形等の変化による津波遡上経路への影響について
- 4. 日本海東縁部に想定される地震による発電所敷地への影響について
- 5. 港湾内の局所的な海面の励起について
- 6. 管路計算の詳細について
- 7. 入力津波に用いる潮位条件について
- 8. 入力津波に対する水位分布について
- 9. 津波防護対策の設備の位置付けについて
- 10. 内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲,浸水量について
- 11. 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策の設置位置,実施範囲及び施工例
- 12. 基準津波に伴う砂移動評価について
- 13. 島根原子力発電所周辺海域における底質土砂の分析結果について
- 14. 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について
- 15. 津波漂流物の調査要領について
- 16. 燃料等輸送船の係留索の耐力について
- 17. 燃料等輸送船の喫水高さと津波高さとの関係について
- 18. 漂流物の評価において考慮する津波の流速・流向について
- 19. 津波監視設備の監視に関する考え方
- 20. 耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて
- 21. 基準類における衝突荷重算定式及び衝突荷重について
- 22. 耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組合せについて
- 23. 水密扉の運用管理について
- 24. 審査ガイドとの整合性(耐津波設計方針)
- 25. 防波壁の設計方針及び構造成立性評価結果について
- 26. 防波壁及び防波扉における津波荷重の設定方針について
- 27. 津波流入防止対策について
- 28. タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)及び取水槽循環水ポ ンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備に対する浸水影響について
- 29. 1号炉取水槽流路縮小工について
- 30. 取水槽除じん機エリア防水壁及び取水槽除じん機エリア水密扉の設計方針 及び構造成立性の見通しについて
- 31. 施設護岸の漂流物評価における遡上域の範囲及び流速について
- 32. 海水ポンプの実機性能試験について
- 33. 海水ポンプの吸込流速が砂の沈降速度を上回る範囲について
- 34. 水位変動・流向ベクトルについて
- 35. 荷揚場作業に係る車両・資機材の漂流物評価について
- 36. 津波の流況を踏まえた漂流物の津波防護施設等及び取水口への到達可能性

評価について

- 37. 津波発生時の運用対応について
- 38. 地震後の荷揚場の津波による影響評価について
- 39. 防波壁通路防波扉及び1号放水連絡通路防波扉の設計及び運用対応について

(参考資料)

- -1 島根原子力発電所における津波評価について
- -2 島根原子力発電所2号炉内部溢水の影響評価について(別添資料1第9章)
- -3 島根原子力発電所2号炉内部溢水の影響評価について(別添資料1第10章)
- -4 島根原子力発電所2号炉内部溢水の影響評価について(別添資料1補足説 明資料30)
- -5 津波防護上の地山範囲における地質調査 柱状図及びコア写真集(第762回 審査会合 机上配布資料,第802回審査会合 机上配布資料,第841回審査 会合 机上配布資料)

下線は、今回の提出資料を示す。

(2.5については、2.5.1、2.5.2(1)、(2)を抜粋)

2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)

2.4.1 浸水防護重点化範囲の設定

【規制基準における要求事項等】

重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については,浸水防護 重点化範囲として明確化すること。

【検討方針】

設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画については、浸 水防護重点化範囲として明確化する。

【検討結果】

設計基準対象施設の津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。以下,2.4において同じ。)を内包する建物及び区画としては,原子炉建物,タービン建物,廃 棄物処理建物,制御室建物,取水槽海水ポンプエリア,取水槽循環水ポンプエリ ア及び屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物,タービン建物 ~排気筒,タービン建物~放水槽)並びに非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒 を敷設するエリアがある。また,タービン建物については,復水器を設置するエ リアから耐震Sクラスの設備を設置するエリアへの浸水対策として,復水器エリ ア防水壁等を設置し,タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)と タービン建物(復水器を設置するエリア)に区画する。各建物内の設計基準対象 施設の津波防護対象設備の配置は添付資料1に示すとおりである。

このうち,耐震Sクラスの設備を内包する建物及び区画は,原子炉建物,ター ビン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア),廃棄物処理建物(耐震Sク ラスの設備を設置するエリア),制御室建物(耐震Sクラスの設備を設置するエ リア),取水槽海水ポンプエリア,取水槽循環水ポンプエリア及び屋外配管ダク ト(ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物,タービン建物~排気筒,タービン 建物~放水槽)並びに非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を敷設するエリアで あるため,これらを浸水防護重点化範囲として設定する。

第2.4-1表,第2.4-1図,第2.4-2図に浸水防護重点化範囲を示す。また、タ ービン建物地下1階の復水器エリア防水壁と耐震Sクラスの設備の位置関係を第 2.4-3図に示す。

なお,位置が確定していない設備等に対しては,詳細設計段階で浸水防護重点 化範囲を再設定する方針である。

耐震Sクラスの設備を内包する建物及び区画	周辺敷地高さ
・タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)	
・取水槽海水ポンプエリア	EL8.5m
・取水槽循環水ポンプエリア	
・屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒)	
・屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)	
・A,H-非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を敷設するエリア	
・原子炉建物	
・制御室建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)	
・廃棄物処理建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)	EL15.Om
・屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物)	
・B-非常用ディーゼル燃料設備を敷設するエリア	

第2.4-1表 浸水防護重点化範囲



第2.4-1 図 浸水防護重点化範囲概略図



第2.4-2-1図 浸水防護重点化範囲(平面図)(1/4)



第2.4-2-1図 浸水防護重点化範囲(平面図)(2/4)



第2.4-2-1 図 浸水防護重点化範囲(平面図)(3/4)







第2.4-2-2図 浸水防護重点化範囲(断面図)



第2.4-3 図 タービン建物地下1階の復水器エリア防水壁等の浸水防止設備と 耐震Sクラスの設備の位置

2.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

【規制基準における要求事項等】

津波による溢水を考慮した浸水範囲,浸水量を安全側に想定すること。 浸水範囲,浸水量の安全側の想定に基づき,浸水防護重点化範囲への浸水の可 能性のある経路,浸水口(扉,開口部,貫通口等)を特定し,それらに対して浸 水対策を施すこと。

【検討方針】

津波による溢水を考慮した浸水範囲,浸水量を安全側に想定する。浸水範囲, 浸水量の安全側の想定に基づき,浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経 路,浸水口(扉,開口部,貫通口等)を特定し,それらに対して浸水対策を実施 する。

津波による溢水を考慮した浸水範囲,浸水量については,地震による溢水の影響も含めて,以下の方針により安全側の想定を実施する。

- ・地震・津波による建物内の循環水系等の機器・配管の損傷による建物内への 津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建物における地震時の地下水排 水ポンプの停止による地下水の流入等の事象を考慮する。
- ・地震・津波による屋外循環水配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統保有水の溢水等の事象を考慮する。
- ・循環水系機器・配管等の損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻 歴波形に基づき、津波の繰り返し襲来を考慮する。また、サイフォン効果も 考慮する。
- ・機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水における溢水事象想 定を考慮して算定する。
- ・地下水については、地震時の地下水の流入が浸水防護重点化範囲へ与える影響について評価する。
- ・施設・設備施工上生じ得る隙間部等がある場合には,当該部からの溢水も考 慮する。

【検討結果】

前項までに述べたとおり,設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建 物及び区画が設置された敷地への津波の地上部からの到達・流入に対する外郭防 護及び取水路,放水路等の経路からの流入に対する外郭防護は,津波防護施設, 浸水防止設備を設置することにより実現している。これより,津波単独事象に対 しては,浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路は存在しない。

一方,【検討方針】に示される「地震による溢水の影響」について,2号炉に対して「地震による溢水」を具体化すると次の各事象が挙げられる。これらの概 念図を第2.4-4-1 図に示す。

- (1) 地震による溢水の影響を含めた浸水防護重点化範囲への影響について
  - a. タービン建物(復水器を設置するエリア)における溢水

地震に起因するタービン建物(復水器を設置するエリア)に敷設する循環水 配管伸縮継手の破損及び低耐震クラス(浸水防止機能を除く)の機器及び配管 の損傷により,保有水が溢水するとともに,津波が取水槽及び放水槽から循環 水配管等に流れ込み<sup>\*1</sup>,その損傷箇所を介して,タービン建物(復水器を設置 するエリア)に流入することが考えられる。

このため、タービン建物(復水器を設置するエリア)に流入した津波により、 隣接する浸水防護重点化範囲(原子炉建物、タービン建物(耐震Sクラスの設 備を設置するエリア)及び取水槽循環水ポンプエリア)への影響を評価する。

b. タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)における溢水

地震に起因するタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)に敷 設するタービン補機海水系配管を含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷によ り,保有水が溢水するとともに,津波が取水槽及び放水槽からタービン補機海 水系配管に流れ込み<sup>\*1</sup>,その損傷箇所を介して,タービン建物(耐震Sクラス の設備を設置するエリア)に流入することが考えられる。

このため,浸水防護重点化範囲(タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置 するエリア))への影響を評価する。

c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水

地震に起因する取水槽循環水ポンプエリアに敷設する循環水配管伸縮継手の 破損及び低耐震クラスの機器及び配管の損傷により,保有水が溢水するととも に,津波が取水槽及び放水槽から循環水配管等に流れ込み<sup>\*1</sup>,その損傷箇所を 介して,取水槽循環水ポンプエリアに流入することが考えられる。

このため、浸水防護重点化範囲(取水槽循環水ポンプエリア)への影響を評価する。

d. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水

地震に起因する取水槽海水ポンプエリアに敷設するタービン補機海水系配 管等を含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷により,保有水が溢水するとと もに,津波が取水槽海水ポンプエリアに流入することが考えられる。

このため,浸水防護重点化範囲(取水槽海水ポンプエリア)への影響を評価 する。

※1:取水路と放水路は配管及び復水器を介してつながっており、2号炉の取 水槽及び放水槽の水位が高い方から、循環水配管等の損傷箇所との水頭 差により海水が流入する。(第2.4-4-2図)

e. 屋外タンク等による屋外における溢水

地震により敷地内にある低耐震クラスの機器である屋外タンク等が損傷し, 保有水が敷地内に流出する。

このため、浸水防護重点化範囲への影響を評価する。

f. 建物外周地下部における地下水位の上昇

地震により地下水を排出するための排水設備(地下水排水ポンプ)が停止し, 建物周辺の地下水位が上昇することが考えられる。

このため、浸水防護重点化範囲への影響を評価する。





地震による溢水の概念図(低耐震クラスの機器及び配管の損傷)

第2.4-4-1 図



第2.4-4-2図 地震による溢水の概念図 (海域に接続する低耐震クラスの機器及び配管の経路概要)

以上の各事象の中で、「津波による溢水」に該当する事象(津波襲来下において海水が流入する事象)、あるいは「津波による溢水」への影響が考えられる事象(津波による溢水の浸水範囲内で、同時に起こり得る溢水事象)としては、a., b., c., d.が挙げられることから、これらの各事象について、浸水防護重点化範囲への影響を評価した。

上記の「地震による溢水」のうち e., f. については,これらによる影響に対し て「設置許可基準規則第9条(溢水による損傷の防止等)」への適合のために評 価及び対策を行うこととしており,その結果,「津波による溢水」には影響しな い地震単独事象となっている。

本内容については,同条に対する適合性(参考資料2第9章,参考資料3第10 章,参考資料4補足説明資料30)において説明しており,以下ではその概要も合 わせて示す。

また、「b. タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)における溢水」、「c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水」、d. 「取水槽海水ポンプエリアにおける溢水」は、それらの区画が耐震Sクラスの設備を設置する浸水防護重点化範囲であることから、「津波による溢水」に該当する事象(津波襲来下において海水が流入する事象)を生じさせない対策(低耐震クラスの機器及び配管への津波流入防止対策(添付資料27参照))を踏まえ、浸水防護重点化範囲への影響を評価する。

(2) 浸水量評価

a. タービン建物(復水器を設置するエリア)における溢水

本事象による浸水量評価については、「設置許可基準規則第9条(溢水による 損傷の防止等)」に対する適合性(参考資料2第9章9.1)において「復水機エ リアにおける溢水」として説明している。評価条件、評価結果等の具体的な内 容を添付資料10に抜粋して示す。

添付資料 10 に示すとおり,本事象による浸水量は第2.4-5 図のとおりとなる (「設置許可基準規則第9条(溢水による損傷の防止等)」に対する適合性(第9 章9.1)表 9-12 より転載)。また,浸水イメージは第2.4-6 図のとおりとなる。

\_\_\_\_\_

(2) 地震起因による没水影響評価結果

地震起因による溢水量(5,989m<sup>3</sup>)は,復水器エリアの貯留可能容積(6,680m<sup>3</sup>) より小さいことから(溢水水位 EL4.8m),復水器エリアに貯留可能で,原子炉 建物,廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。溢 水水位の算出結果を表 9-12 に示す。

5, 989m <sup>3</sup>	<	6, 680m <sup>3</sup>
(地震起因による溢水量)		(復水器エリアの貯留可能容積)

表 9-12 地震起因による溢水水位算出結果

諸元	値
①EL2.0mより上部に滞留する溢水量 <sup>※1</sup>	4,162[m <sup>3</sup> ]
②EL2.0mにおける復水器エリアの滞留面積	1,546[m <sup>2</sup> ]
③水上高さ	0.075[m]
④EL2.0mより上部に滞留する溢水水位 <sup>※2</sup>	2.8[m] (EL4.8m)
※1 地震による溢水量(5,989m <sup>3</sup> )から表 9-9 にお	おける EL2.0m 以下の空間容
積(1,827m³)を差し引いた値	
※2 以下の式より算出	
4=1/2+3	

第2.4-5 図 タービン建物(復水器を設置するエリア)における地震起因による 溢水評価



(断面図)

第2.4-6図 タービン建物(復水器を設置するエリア)における浸水イメージ

また,津波による溢水に対しては,「設置許可基準規則第9条(溢水による損 傷の防止等)」に対する適合性(第9章9.1)における「復水器エリアにおける溢 水」の結果から,循環水系に追加設置するインターロック(地震大及びタービン 建物の漏えい信号で作動)により,津波襲来前に循環水ポンプの出口弁及び復水 器水室出口弁の全閉により自動隔離することから,津波はタービン建物(復水器 を設置するエリア)に浸水しない。また,当該弁は津波襲来前に閉止しているた め,津波による荷重が作用することから,津波時にも閉止状態を保持できる設計 とし,評価方法等については,詳細設計段階で説明する。

これにより,隣接する浸水防護重点化範囲(原子炉建物,タービン建物(耐震 Sクラスの設備を設置するエリア)及び取水槽循環水ポンプエリア)へ津波は浸 水しない。

b. タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)における溢水

地震に起因し、タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)の低 耐震クラスの配管であるタービン補機海水系配管,原子炉補機海水系配管(放 水配管)、高圧炉心スプレイ補機海水系配管(放水配管)、液体廃棄物処理系配 管の破損により、津波が損傷箇所を介してタービン建物(耐震Sクラスの設備 を設置するエリア)に流入することを防止するため、以下の対策を実施する。 対策の詳細は添付資料 27 に示す。

- ・原子炉補機海水系配管(放水配管),高圧炉心スプレイ補機海水系配管(放水配管)の基準地震動Ssによる地震力に対してバウンダリ機能保持
- ・タービン補機海水系配管、液体廃棄物処理系配管への逆止弁設置

上記対策により,同区画は「津波による溢水」に該当する事象(津波襲来下 において海水が流入する事象)は生じない。

また、タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)に設置する耐 震Sクラスの設備に対する浸水影響について、添付資料28に示す。

c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水

地震に起因し,取水槽循環水ポンプエリアに敷設する循環水配管伸縮継手の 破損及び低耐震クラスの機器及び配管の損傷により,津波がその損傷箇所を介 して,取水槽循環水ポンプエリア内に流入することを防止するため,以下の対 策を実施する。対策の詳細は添付資料 27 に示す。

・循環水系の機器及び配管の基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ 機能保持

・タービン補機海水ポンプ出口弁(インターロック動作)

上記対策により,同区画は「津波による溢水」(津波襲来下において海水が流 入する事象)に該当する事象は生じない。

また、取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備に対する浸水影響について、添付資料28に示す。

d. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水

地震に起因し、取水槽海水ポンプエリアに敷設するタービン補機海水系配管 を含む低耐震クラスの機器及び配管の損傷により、津波が取水槽海水ポンプエ リアに流入することを防止するため、以下の対策を実施する。対策の詳細は添 付資料 27 に示す。

・タービン補機海水系,除じん系の機器及び配管の基準地震動 Ss による地震 力に対してバウンダリ機能保持

上記対策により,同区画は「津波による溢水」(津波襲来下において海水が流 入する事象)に該当する事象は生じない。

e. 屋外タンク等による屋外における溢水

本事象による浸水量評価については、「設置許可基準規則第9条(溢水による 損傷の防止等)」に対する適合性(参考資料3第10.1)において「屋外タンク の溢水による影響」として説明している。評価条件、評価結果等の具体的な内 容を添付資料10に抜粋して示す。

添付資料10に示されるとおり、本事象による溢水については、溢水源として 屋外に設置されたタンク等を挙げた上で、溢水防護区画への影響評価を実施し た結果、原子炉建物や廃棄物処理建物の各扉付近の開口部の下端高さが溢水水 位より高い位置にあること等により、浸水防護重点化範囲に影響を与えること はないと評価している。

屋外タンクの溢水伝播挙動を第2.4-7図に示す。







f. 建物外周地下部における地下水位の上昇

本事象による浸水量評価については、「設置許可基準規則第9条(溢水による 損傷防止等)」に対する適合性(参考資料3第10章10.2)において「地下水の 溢水による影響」として説明している。評価条件、評価結果等の具体的な内容 を添付資料10に抜粋して示す。

添付資料 10 に示されるとおり,本事象による浸水水位(建物周囲の地下水位) については,基準地震動 Ss による地震力に対して機能維持する地下水位低下設 備を設置することから,建物まで地下水位が上昇することはなく,地下水が溢 水防護区画に影響を与えることはないと評価している。

その上で、安全側に地下水位をタービン建物の地表面(EL8.5m)と想定し、地 震による建物外周部からの流入について、地震による残留ひび割れを考慮した 評価を実施し、ひび割れの程度に応じた浸水量を仮定する。

溢水 事象	事象概要	起因 事象	想定事象	対策	確認条文
а	タービン建物 (復水器を設置 するエリア)に おける溢水	地震	<ul> <li>・内部溢水</li> <li>・津波による</li> <li>溢水</li> </ul>	<ul> <li>・インターロックによ る循環水系の自動</li> <li>隔離<sup>*</sup></li> </ul>	
b	タービン建物 (耐震Sクラス の設備を設置す るエリア)にお ける溢水	地震		<ul> <li>・インターロックによるタービン補機海</li> <li>水系の自動隔離**</li> <li>・タービン補機海水系</li> </ul>	設置許可基準規則 第5条 第9条
с	取水槽循環水ポ ンプエリアにお ける溢水	地震		の放水配管等への 逆止弁設置*	
d	取水槽海水ポン プエリアにおけ る溢水	地震		・低雨晨グラスの機器 及び配管の耐震性 評価	
е	屋外タンク等に よる屋外におけ る溢水	地震	・内部溢水	<ul> <li>・取水槽海水ポンプエ</li> <li>リアへの防水壁の</li> <li>設置</li> </ul>	設置許可基準規則 第9条
f	建物外周地下部 における地下水 位の上昇	地震	・内部溢水	・地下水位低下設備の 設置*	設置許可基準規則 第9条

第2.4-2表 影響評価一覧表

※ 隔離範囲については,基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ機能等を保持する 設計とする。 (3) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

「(2)浸水量評価」で示した各事象により想定される浸水範囲,浸水量に対し, 浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路,浸水口(扉,開口部,貫通口 等)を特定し,それらに対して浸水対策を実施した。なお,浸水の可能性のある 経路,浸水口の特定にあたっては,施設・設備施工上生じうる隙間部等として, 貫通口における貫通物と貫通口(スリーブ,壁等)との間に生じる隙間部や建物 間接合部に生じる隙間部についても考慮した。

浸水対策の実施範囲を第2.4-8回に,浸水経路・浸水口に応じた浸水対策の種類を第2.4-3表に示す。

各浸水対策の仕様については「4.2浸水防止設備の設計」,その設置位置,施工 範囲については添付資料11に示す。

なお,浸水防護重点化範囲のうち,その境界部に安全側に想定した浸水が及ば ず,結果として浸水対策が不要であった範囲を建物の階層単位で整理して示すと 第2.4-4表となる。各津波防護対象設備において,浸水が生じ得る箇所に設置さ れるものであるか否か(浸水対策が求められる浸水防護重点化範囲内に設置され ているか否か)は,同表及び添付資料1「基準津波に対して機能を維持すべき設 備とその配置」により確認される。

a. タービン建物(復水器を設置するエリア)における溢水

「浸水量評価」に示すとおり本事象による津波の浸水はない。

地震に起因する溢水によるタービン建物(復水器を設置するエリア)におけ る溢水水位は, EL約4.8mとなるため,没水水位との関係を考慮した浸水防護 重点化範囲の境界に以下のおける浸水対策を行うことから,浸水防護重点化範 囲(原子炉建物,タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)及び 取水槽循環水ポンプエリア)へ及ぼす影響はない。

<タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)に対する対策>

- ・復水器エリア防水壁,水密扉,床ドレン逆止弁,貫通部止水処置
- <原子炉建物及び取水槽循環水ポンプエリアに対する対策>
- ·貫通部止水処置

b. タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)における溢水

タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)における溢水については、浸水防護重点化範囲の境界に以下の浸水対策を行うことにより、浸水防 護重点化範囲であるタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)に 津波の浸水はない。詳細は添付資料27に示す。

<タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)に対する対策>

- ・原子炉補機海水系配管(放水配管),高圧炉心スプレイ補機海水系配管(放 水配管)の基準地震動Ssによる地震力に対してバウンダリ機能保持
- ・タービン補機海水系配管、液体廃棄物処理系排水配管への逆止弁設置

#### 5条-別添1- -2-67

#### 25

c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水

取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水については,浸水防護重点化範囲の 境界に以下の浸水対策を行うことにより,浸水防護重点化範囲である取水槽循 環水ポンプエリアに津波の浸水はない。なお,タービン補機海水ポンプ出口弁 に設置するインターロックについては,浸水防護重点化範囲(耐震 S クラスの 設備を内包する建物)への津波の流入を防止する重要な設備であり,津波襲来 前に確実に閉止するため,多重化・多様化を図る。詳細は添付資料 27 に示す。

<取水槽循環水ポンプエリアに対する対策>

- ・循環水ポンプ及び配管の基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ機 能保持
- ・ タービン補機海水ポンプ出口弁(インターロック動作)
- d. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水

取水槽海水ポンプエリアにおける溢水については,浸水防護重点化範囲の 境界に以下の浸水対策を行うことにより,浸水防護重点化範囲である取水槽 海水ポンプエリアに津波の浸水はない。詳細は添付資料 27 に示す。

- <取水槽海水ポンプエリアに対する対策>
- ・タービン補機海水ポンプ及び配管,除じんポンプ及び配管の基準地震動Ss
   による地震力に対してバウンダリ機能保持

e. 屋外タンク等における溢水

地震時の屋外タンク等による影響評価は,原子炉建物や廃棄物処理建物の各 扉付近の開口部の下端高さが溢水水位より高い位置にあること等により,浸水 防護重点化範囲に影響を与えることはないと評価している。

f. 建物外周地下部における地下水位の上昇

建物外周地下部における地下水位の上昇については,基準地震動Ssによる地 震力に対して機能維持する地下水位低下設備を設置することによって,地震時 及び地震後においても地下水を地上の雨水排水系統へ排水することが可能であ る。また,地下水位低下設備の電源は,非常用電源系統より供給することから, 外部電源喪失時にも排水が可能となっており,水位が上昇し続けることはない (「島根原子力発電所2号炉 地震による損傷の防止 別紙-17 地下水位低下 設備について」参照)。安全側に地下水位をタービン建物の地表面(EL8.5m)と 想定し,地震による建物外周部からの流入について,地震による残留ひび割れ を考慮した評価を実施し,ひび割れの程度に応じた浸水量を仮定した場合にお

いても、浸水防護重点化範囲に影響を与えないように浸水対策を実施する。

なお,島根2号炉の浸水防護重点化範囲であるタービン建物,制御室建物,廃 棄物処理建物(それぞれ耐震Sクラスの設備を設置するエリア)は島根1号炉タ

#### 5条-別添1- -2-68

26

ービン建物等と隣接しているため,島根1号炉にて発生した溢水による島根2号 炉の浸水防護重点化範囲への浸水が考えられるが,島根2号炉と島根1号炉の建 物境界に対しては,溢水防護の観点から止水対策を実施することから,島根2号 炉へ浸水することはない。





第2.4-8-2図 浸水防護重点化範囲内に設置する海域と接続する低耐震クラスの 機器及び配管への対策概要図

	>1: + :		
			(参考)
浸水経路・浸水口		浸水対策	対象とする
			溢水事象
通訊	各・扉部	・「水密扉」を設置	а
区画		・「防水壁」を設置	а
配管貫電線管通ケーブルトレイ部予備スリーブ床ドレン	配管		а
	電線管		а
	ケーブルトレイ	・「貝迪部止水処値」を夫施	а
	予備スリーブ		а
	床ドレン	・「逆止弁」を設置	а
低耐震クラスの機器及 び配管		・基準地震動 Ss による地震力に対するバ	
		ウンダリ機能保持	b, c, d
		・「電動弁」,「逆止弁」を設置	
建物間接合部・:		・エキスパンションジョイント	e, f

第2.4-3表 浸水経路・浸水口に応じた浸水対策の種類

第2.4-4表 浸水防護重点化範囲境界の浸水有無(浸水対策要求有無)

	タービン建物(復水器を設置するエリア)における階層*1			
建物	地下1階	地上1階	地上2階	
	(EL2.0m)	(EL5.5m)	(EL12.5m)以上	
	浸水あり	浸水なし	浸水なし	
原子炉建物	対策要求あり	対策要求なし		
制御室建物	対空西北か1 ※2	山体西土と	対策要求なし	
廃棄物処理建物	対東安水なし	対象安水なし		
タービン建物(耐震				
Sクラスの設備を	対策要求あり	対策要求なし	対策要求なし	
設置するエリア)				
取水槽循環水ポン	対策亜むなり	対策亜むわし	対策亜むわし	
プエリア	刈水女小のり	刈米女小なし	刈水女小なし	

※1 建物によりエレベーションは異なり、ここでは代表でタービン建物のエレ ベーションを表記

※2 制御室建物及び廃棄物処理建物の浸水防護重点化範囲はそれぞれ EL12.8m,
 EL8.8m以上であるため,対策要求はない。(第2.4-2-1図(1/4,2/4)
 参照。)

- 2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止
- 2.5.1 非常用海水冷却系の取水性

【規制基準における要求事項等】

非常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を満足すること。

- ・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。
- ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。

【検討方針】

基準津波による水位の低下に対して,非常用海水冷却系の海水ポンプである原 子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプが機能保持できる設 計であることを確認する。

また,基準津波による水位の低下に対して,非常用海水冷却系による冷却に必要な海水が確保できる設計であることを確認する。

具体的には、以下のとおり実施する。

- ・原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ位置の評価水 位の算定を適切に行うため、取水路の特性に応じた手法を用いる。また、 取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩擦損失を設定する。
- ・原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水 位が下降側評価水位を下回る等,水位低下に対して同ポンプが機能保持で きる設計となっていることを確認する。
- ・引き波時に水位が取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの継続 運転が可能な貯水量を十分確保できる設計となっていることを確認する。

なお,取水路または取水槽が循環水系と非常用海水冷却系で併用される場合に おいては,循環水系運転継続等による取水量の喪失を防止できる措置が施される 方針であることを確認する。

【検討結果】

引き波による水位の低下に対して,原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプが機能保持でき,かつ,同系による冷却に必要な海水が確保で きる設計とする。

具体的には,引き波による水位低下時においても,原子炉補機海水ポンプ及び 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水位を下回らないことを確認する。

ここで,原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの位置に おける津波高さの算出にあたっては,基準津波による水位の低下に伴う取水路の

特性を考慮した原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ位 置の評価水位(取水槽内の津波高さ)を適切に算定するため,開水路及び管路に おいて非定常管路流の連続式及び運動方程式を用いて管路解析を実施する。また, その際,取水口から取水槽に至る系をモデル化し,管路の形状,材質及び表面の 状況に応じた摩擦損失を考慮し,計算結果に潮位のばらつきの加算や安全側に評 価した値を用いる(「1.4入力津波の設定」参照)。

以上のことから、管路解析により得られた基準津波による取水槽内の水位下降 側の入力津波高さは第2.5-1-1 図に示すとおり、基準津波6(循環水ポンプ運転 時:EL-8.4m(EL-8.31m))となる。これに対して、長尺化を実施した原子炉補機 海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水位は各々

EL-8.32m, EL-8.85m<sup>\*</sup>であり,水位低下に対して裕度がない。そのため,大津波 警報が発令された場合は,プラントを停止し,復水器により崩壊熱を除去するが, 気象庁より発表される第一波の到達予想時刻の5分前までに運転員による手動 操作で循環水ポンプを停止し,サプレッションチェンバを使用した崩壊熱除去に 切り替える。循環水ポンプの停止操作については,手順の整備と運転員への教育 訓練により確実に実施し,原子炉補機海水系及び高圧炉心スプレイ補機海水系に 必要な海水の喪失を防止する。なお,海域活断層から想定される地震による津波

(基準津波4)は、敷地までの津波の到達時間が短いことから、循環水ポンプ運転条件も考慮する。

以上の結果,基準津波による取水槽内の水位下降側の入力津波高さは第 2.5-1-2 図に示すとおり,基準津波4(循環水ポンプ運転時:EL-6.5m)となり, 原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水位は, 取水槽内の水位下降側の入力津波高さに対し,約1.8mの余裕がある。なお,実 機海水ポンプを用いた試験により,海水ポンプのベルマウス下端(EL-9.3m)付近 まで取水が可能であることを確認しており,その内容を参考として添付資料32 に示す。

また、ポンプ長尺化に伴うベルマウス下端と取水槽下端のクリアランスについ ては、日本機械学会基準「ポンプの吸込水槽の模型試験法」(JSME S 004-1984) に示されるベルマウス径(750mm)の1/2以上のクリアランス(375mm以上)を満足す るよう、500mm としている。なお、長尺化前のクリアランスは400mm であり、ポ ンプの取水性に関わる不具合は確認されておらず、また、砂の堆積によるクリア ランスへの影響については、「2.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系 の機能保持確認」に示すとおり、ベルマウス下端近傍に到達する砂はポンプに吸 込まれることから、ベルマウス下端近傍に砂の堆積はなく、クリアランスに影響 はない。

ポンプ長尺化に伴うベルマウス下端への耐震サポート設置による影響については、実機性能試験等によりポンプ性能に影響を及ぼさないことを確認している (添付資料 32)。

※ 原子炉補機海水ポンプ,高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水位 原子炉補機海水ポンプ,高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの取水可能水位 は、日本機械学会基準「ポンプの吸込水槽の模型試験法」(JSME S 004-1984) に基づき,以下の数式によって算出している(参考図参照)。

$$H = H_0 + 1.3 \times D_0$$

H : 取水可能水位

H<sub>0</sub>:ベルマウス下端高さ

D<sub>0</sub>: ポンプ吸込口径(ベルマウス径)

	ベルマウス 下端高さ H <sub>0</sub>	ポンプ吸込口径 (ベルマウス径) D <sub>0</sub>	取水可能水位 H
原子炉補機海水 ポンプ	EL-9.3m	0.75m	EL-8.32m
高圧炉心スプレイ 補機海水ポンプ	EL-9.3m	0.34m	EL-8.85m



参考図 非常用海水冷却系の海水ポンプの取水可能水位



<sup>※</sup>最大水位下降量-7.97m-地殻変動量 0.34m≒EL-8.4m2号炉取水槽(入力津波6,防波堤無し,循環水ポンプ運転)

第2.5-1-1図 取水槽内の水位変動



2号炉取水槽(入力津波4,防波堤無し,循環水ポンプ運転)

第2.5-1-2図 取水槽内の水位変動

2.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認

【規制基準における要求事項等】

- 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。 基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されていること。 非常用海水冷却系については,次に示す方針を満足すること。
  - ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積,陸上斜面崩壊による 土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保でき る設計であること。
  - ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能 保持できる設計であること。

【検討方針】

基準津波に伴う2号炉の取水口付近の砂の移動・堆積や漂流物を適切に評価する。その上で,非常用海水冷却系について,基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積,陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して2号炉の取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること,浮遊砂等の混入に対して非常用海水冷却系の海水ポンプである原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心 スプレイ補機海水ポンプが機能保持できる設計であることを確認する。

具体的には、以下のとおり確認する。

- ・ 遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき,砂の堆積高さが取 水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は,取水口 及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し,閉塞しないことを確認する。
- ・混入した浮遊砂は、スクリーン等で除去することが困難なため、原子炉補機海 水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプそのものが運転時の砂の混入 に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。
- ・基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、遡上解析結果における取水口 付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析 した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しないことを 確認する。また、スクリーン自体が漂流物となる可能性が無いか確認する。

【検討結果】

(1) 砂の移動・堆積に対する通水性確保

2号炉の取水口呑口下端は EL-12.5m であり,海底面(EL-18.0m)より5.5m 高い 位置にある(第2.5-2図)。これに対し,数値シミュレーションにより得られた 基準津波による砂移動に伴う取水口付近の砂の堆積高さは,最大で約0.02m(基 準津波1(防波堤有り))であることから,砂の堆積高さは取水口呑口下端に到 達しない(第2.5-1表)。

また,非常用海水冷却系の海水ポンプ下端は,原子炉補機海水ポンプ及び高圧 炉心スプレイ補機海水ポンプともに EL-9.3m であり,2号炉の取水槽底面

(EL-9.8m)より0.5m高い位置にある(P.5条-別添1-II-2-70参考図)。これに対し、数値シミュレーションにより得られた基準津波による砂移動に伴う取水槽底面における砂の堆積厚さは、大津波警報発令時の循環水ポンプ停止運用を考慮すると最大で0.001m未満(基準津波1(防波堤有り、循環水ポンプ停止))である(第2.5-1表)ことから、砂の堆積厚さは海水ポンプ下端に到達しない。なお、通常運転中の砂移動等により除じん機エリアの一部に堆積物が確認されているが、取水槽下部(海水ポンプ吸込エリア床面 EL-9.80m)は貯留構造となっており、津波が流入する取水管の下端高さ(EL-7.30m)より2.5m深いため、津波の流入による取水槽下部の流速への影響は十分に小さく、除じん機エリアの堆積物が海水ポンプ吸込エリアに移動することはない(第2.5-3図)。

また,ポンプ長尺化に伴う砂の移動・堆積については,以下に示すとおり有意 な影響はない。

- ・島根2号炉の取水口が設置される輪谷湾の底質土砂は,岩及び砂礫で構成されており,砂の分布はほとんどない(添付資料13参照)。
- ・島根2号炉の取水口は,取水口呑口が海底面より5.5m高い位置にあるため, 海底面の砂が取水口に到達しにくい構造である。
- ・非常用海水冷却系の海水ポンプ長尺化に伴う取水口からの取水量に変化はなく、取水口への砂の流入量に変化はない。
- ・取水槽点検において、除じん機上流側および近傍の一部に堆積物が確認されているが、海水ポンプ吸込みエリア底面には、砂等の堆積物は確認されていない(第2.5-3図)。
- ・循環水ポンプの定格流量(約3370m<sup>3</sup>/min)に対して,長尺化を実施する非常 用海水冷却系の海水ポンプの定格流量(原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心 スプレイ補機海水ポンプ合計:約150m<sup>3</sup>/min)は5%未満であることから, 循環水ポンプの影響が支配的であり,非常用海水冷却系の海水ポンプ長尺化 による除じん機エリアの流況の変化は十分小さい。
- ・非常用海水冷却系の海水ポンプ長尺化に伴う除じん機エリアの流況の変化は
   十分に小さいことから、除じん機エリアで確認された堆積物が当該エリアに
   流入することはない。
- ・ポンプ長尺化以降は、ポンプ点検にあわせて、周辺部の堆積物の状況を確認 し、必要により清掃を行う。
- ・ベルマウス下端近傍の取水槽床面では海水ポンプの吸込流速が砂の沈降速度を上回っており、ベルマウス下端近傍に到達する砂はポンプに吸込まれることから、ベルマウス下端近傍に砂の堆積はない(添付資料33参照)。なお、ベルマウス下端近傍に砂の堆積がないことから、ベルマウス下端と取水槽下端のクリアランスへの影響はなく、砂の吸込みによる海水ポンプへの影響については、「(2) 混入した浮遊砂に対する機能保持」に示すとおり、基準津波

襲来時の砂濃度を上回る濃度において、実機海水ポンプを用いた試験により 海水ポンプが機能を保持することを確認している。

以上より,基準津波による砂移動・堆積により取水口及び取水路が閉塞する 可能性はないと考えられ,これより,基準津波による砂移動・堆積に対して非 常用海水冷却系(原子炉補機海水系及び高圧炉心スプレイ補機海水系)に必要 な取水口及び取水路の通水性は確保できるものと評価する。

なお,基準津波による砂の移動・堆積の数値シミュレーションによる評価は 「島根原子力発電所における津波評価」(参考資料1)及び添付資料12において 説明する。






第2.5-1表(1) 津波による砂移動数値シミュレーションの手法及び計算条件

	藤井ほか(1998)の手法	高橋ほか(1999)の手法	
地盤高の連続式	$\frac{\partial Z}{\partial t} + \alpha \left( \frac{\partial Q}{\partial x} \right) + \frac{\mathbf{E} - \mathbf{S}}{\sigma (1 - \lambda)} = 0$	$\frac{\partial Z}{\partial t} + \frac{1}{1 - \lambda} \left( \frac{\partial Q}{\partial x} + \frac{\mathbf{E} - \mathbf{S}}{\sigma} \right) = 0$	
浮遊砂濃度連続式 $\frac{\partial C}{\partial t} + \frac{\partial (\text{UC})}{\partial x} - \frac{\text{E} - \text{S}}{D} = 0$		$\frac{\partial(C_S D)}{\partial t} + \frac{\partial(MC_S)}{\partial x} - \frac{\mathbf{E} - \mathbf{S}}{\sigma} = 0$	
	小林ほか(1996)の実験式	高橋ほか(1999)の実験式	
流砂量式 	$\mathbf{Q} = 80\tau_*{}^{1.5}\sqrt{sgd^3}$	$Q = 21\tau_*^{1.5}\sqrt{sgd^3}$	
巻き上げ量の算定式	$E = \frac{(1-\alpha)Qw^2\sigma(1-\lambda)}{Uk_Z \left[1 - exp\left\{\frac{-wD}{k_Z}\right\}\right]}$	$\mathbf{E} = 0.012\tau_*^2 \sqrt{sgd} \cdot \sigma$	
沈降量の算定式 $S = wC_b$		$S = wC_S \cdot \sigma$	
摩擦速度の計算式	log-wake則を鉛直方向に積分した式より算出	マニング則より算出 $u_* = \sqrt{gn^2 U^2 / D^{1/3}}$	
Z :水深変化量(m)	t :時間(s) x		
Q : 単位幅,単位時間	1当たりの <b></b> 研成 (m <sup>3</sup> /S/m) τ,	。: シールス 致	
σ :砂の密度(=2.76)	g/CM <sup>o</sup> , 日在調査結果より) s	$=\sigma / \rho - 1$	
a : 1000粒佺(=0.3m	IM, 日杠調宜結末より) g	:里J加迷皮(M/S <sup>c</sup> ) 、海水の密度(1,02×/am <sup>3</sup> ) 国立王立分短(2017) とい	
∪ :沭迷(M/S)	D:奎水深(M) ρ	:海小の密度(=1.03g/cm°, 国业大义百編(2017)より)	

U :流速(m/s)

λ :空隙率(=0.4,藤井ほか(1998)より)

n :Manningの粗度係数(=0.03m<sup>-1/3</sup>s, 土木学会(2002)より)

α :局所的な外力のみに移動を支配される成分が全流砂量に占める比率(=0.1,藤井ほか(1998)より) z<sub>0</sub> :粗度高さ(=ks/30)(m)

:土粒子の沈降速度(Rubey式より算出)(m/s) W

k<sub>z</sub> :鉛直拡散係数(=0.2кu\*h,藤井ほか(1998)より)(m<sup>2</sup>/s)

:カルマン定数(=0.4,藤井ほか(1998)より)

ks :相当粗度(=(7.66ng<sup>1/2</sup>)<sup>6</sup>)(m) h :水深(m)

M :単位幅あたりの流量(m<sup>2</sup>/s)

C, C<sub>b</sub>:浮遊砂濃度,底面浮遊砂濃度(藤井ほか(1998)より浮遊砂濃度から算出)(kg/m<sup>3</sup>)

C。:浮遊砂体積濃度

κ

log-wake則:対数則 $u_*/U = \kappa / \{ \ln(h/z_0) - 1 \}$ にwake関数(藤井ほか(1998)より)を付加した式

基準津波	取水口		原子炉補機海水ポンプ 及び 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ		
	砂の堆積高 さの最大(m)	海底面から取 水口呑口下端 までの高さ(m)	砂の堆積高 さの最大(m)	取水槽底面から ポンプ下端まで の高さ(m)	
基準津波1	0.02	5 5	0.001 未満*	0.5	
基準津波4	0.001 未満	0.0	0.001 未満	0.0	

取水口及び取水槽底面の砂の堆積高さ 第 2.5-1 表(2)

※:大津波警報時の循環水ポンプ停止運用を考慮した値

(2) 混入した浮遊砂に対する機能保持

基準津波による浮遊砂については,スクリーン等で除去することが困難なため,海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着等をすることがなく機能保持できる設計であることを,以下のとおり確認した。

発電所周辺海域での底質土砂を分析した結果,発電所沿岸域のほとんどが岩, 礫及び砂礫で構成されており,沖合域の海底地質は砂が分布している。砂の粒 径については,各調査地点の50%透過質量百分率粒径のうち,最も細かい粒径と なる0.3mmを評価に用いる砂の粒径とする(添付資料13)。

原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプで取水した浮遊 砂を含む多くの海水は、揚水管内側流路を通過するが、一部の海水はポンプ軸 受の潤滑水として軸受摺動面に流入する構造である(第2.5-4図)。

主軸外径と軸受内径の差である摺動面隙間(原子炉補機海水ポンプ:約1.58mm (許容最大),高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ:約1.41mm(許容最大))に対 し、これより粒径の小さい砂分が混入した場合は海水とともに摺動面を通過す るか,または主軸の回転によって異物逃がし溝(原子炉補機海水ポンプ:約3.5mm, 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ:約3.5mm)に導かれ連続排出される(第2.5-4 図)。

一方,摺動面隙間より粒径が大きい 2.0mm 以上の礫分は浮遊し難いものであ ることに加え,砂移動に伴う取水槽の砂の最大堆積厚さは,0.001m 未満であっ たことから,摺動面の隙間から混入することは考えにくいが,万が一,摺動面 に混入したとしても回転軸の微小なずれから発生する主軸振れ回り(歳差運動) により,粉砕もしくは排砂機能により摺動面を伝って異物逃がし溝に導かれ排 出されることから,軸受摺動面や異物逃がし溝が閉塞することによるポンプ軸 固着への影響はない。

また,基準津波襲来時を想定した取水路における砂移動解析を実施した結果, 取水槽地点における浮遊砂濃度は0.25×10<sup>-3</sup>wt%(基準津波1(防波堤有り,循 環水ポンプ停止))であった。

基準津波襲来時の浮遊砂による軸受摩耗への影響については、取水槽位置の 砂濃度を包絡する砂濃度において海水ポンプを用いた試験を実施し、基準津波 襲来時の浮遊砂による軸受摩耗への影響がないことを確認した(添付資料14)。

以上により,基準津波の襲来に伴う浮遊砂による海水ポンプ軸受への影響は なく,海水ポンプの取水機能は保持できるものと評価する。



第2.5-4図 海水ポンプ軸受構造図

また,原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの揚水管内 側流路を通過し,原子炉補機海水系及び高圧炉心スプレイ補機海水系の系統に混 入した微小な浮遊砂は,海水系ストレーナを通過し熱交換器を経て放水槽へ排出 されるが,ストレーナ通過後の最小流路幅(各熱交換器の伝熱管内径)は原子炉 補機海水系で約19.7mm,高圧炉心スプレイ補機海水系で約16.5mmであり,砂の 粒径約0.3mmに対し十分に大きいことから閉塞の可能性はないと考えられ,原子 炉補機海水系及び高圧炉心スプレイ補機海水系の取水機能は維持可能である(第 2.5-5 図)。



RSW ポンプ

第2.5-5図 系統概略図(原子炉補機海水系の例)

4.2 浸水防止設備の設計

【規制基準における要求事項等】

浸水防止設備については,浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に 対する耐性等を評価し,越流時の耐性にも配慮した上で,入力津波に対して浸水 防止機能が十分に保持できるよう設計すること。

【検討方針】

浸水防止設備(屋外排水路逆止弁,防水壁,水密扉,床ドレン逆止弁,隔離弁, ポンプ・配管及び貫通部止水処置)については,基準地震動Ssによる地震力に対 して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また,浸水時の波圧等に対 する耐性等を評価し,越流時の耐性にも配慮した上で,入力津波に対して浸水防 止機能が十分に保持できるよう設計する。

【検討結果】

浸水防止設備としては、「2.2 敷地への浸水防止(外郭防護1)」及び「2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)」に示したとおり、設計 基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画に津波を地上部から到 達,流入させないよう、また、取水槽、放水槽等の経路から津波が流入及び漏水 することがないよう、屋外排水路逆止弁、防水壁、水密扉及び床ドレン逆止弁を 設置し、貫通部止水処置を実施する。

また、「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」に示したとお り安全側に想定した浸水範囲に対して、浸水防護重点化範囲内が浸水することが ないよう、浸水防護重点化範囲の境界にある扉、開口部、貫通口等に、防水壁、 水密扉、床ドレン逆止弁及び隔離弁を設置し、貫通部止水処置を実施する。さら に、浸水防護重点化範囲内に設置する海域に接続する低耐震クラスのポンプ・配 管のうち、破損した場合に津波の流入経路となるポンプ・配管については、基準 地震動Ssによる地震力に対してバウンダリ機能を保持する設計とする。

浸水防止設備の種類と設置位置を整理し,第4.2-1表に示す。各浸水防止設備 の設計方針を以下に示す。

種類			設置位置	箇所数 (参考)
外郭防護に 係る浸水 防止設備	屋外排水路逆止弁		屋外排水路	一式
	防水壁		取水槽除じん機エリア	1
	水密扉		取水槽除じん機エリア	3
	貫通部止ス	水処置	取水槽除じん機エリア	一式
	床ドレン逆止弁		取水槽	一式
	防水壁		タービン建物(海水兕を設置するエルマ)ト	1
	水密扉		タービン建物(復小品を設直するエリノ)と タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置す	5
	床ドレン逆止弁		るエリア)との現界	一式
	隔離弁	電動弁	取水路とタービン建物(耐震Sクラスの設備 を設置するエリア)との境界	4
内郭防護に 係る浸水 防止設備		逆止弁	放水路とタービン建物(耐震Sクラスの設備 を設置するエリア)との境界	2
	ポンプ・配管		取水槽海水ポンプエリア,取水槽循環水ポン プエリア及びタービン建物(耐震Sクラスの 設備を設置するエリア)	一式
	貫通部止水処置		タービン建物(復水器を設置するエリア)と 原子炉建物,タービン建物(耐震Sクラスの 設備を設置するエリア)及び取水槽循環水ポ ンプエリアとの境界	一式

第4.2-1表 浸水防止設備の種類と設置位置

#### 4.2.1 土木·建築構造物

(1) 屋外排水路逆止弁

施設護岸における入力津波高さに対して,屋外排水路出口からの敷地への 津波の到達,流入を防止するため,屋外排水路出口の排水桝に屋外排水路逆 止弁を設置する。

屋外排水路逆止弁は津波荷重や地震荷重等に対して浸水防止機能が十分に 保持できるよう以下の方針により設計する。

a. 構造

屋外排水路逆止弁は,板材,補強材等の鋼製部材により構成し,排水桝に 固定する。

屋外排水路逆止弁の位置図を第4.2-1図に,配置図を第4.2-2図に,構造例 を第4.2-3図に示す。



第4.2-1図 屋外排水路逆止弁位置図



断面図 (A-A断面)

第4.2-2図 屋外排水路逆止弁⑥配置図



第4.2-3図 屋外排水路逆止弁構造例

b. 荷重組合せ

屋外排水路逆止弁の設計においては,以下のとおり,常時荷重,地震荷重 及び津波荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ·常時荷重+地震荷重
- ·常時荷重+津波荷重
- ·常時荷重+津波荷重+余震荷重

また,設計に当たっては,その他自然現象との組合せを適切に考慮する (添付資料20参照)。

c. 荷重の設定

屋外排水路逆止弁の設計において考慮する荷重は,以下のように設定する。 (a)常時荷重

自重等を考慮する。

(b)地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

(c) 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

(d) 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には 余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重 を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示 す。

d. 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として,地震後,津波後の使用性や, 津波の繰り返し作用を想定し,当該構造物全体の変形能力に対して十分な余 裕を有するよう,構成する部材が弾性域内に収まることを確認する。

なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。

#### 5条-別添1- -4-18

#### 46

(2) 防水壁

a. 除じん機エリア防水壁

除じん機エリアに設置する防水壁は、2号炉取水槽での入力津波高さに対し て、取水路から敷地への津波の到達、流入を防止し、津波防護対象設備が機能 喪失しないようにするために2号炉取水槽に設置するものであり、入力津波高 さに対して十分な高さを確保している。

除じん機エリア防水壁は津波荷重や地震荷重に対して津波防護機能が十分に 保持できるように以下の方針により設計する。(詳細な設計方針及び構造成立 性の見通しについては,添付資料30参照)

(a) 構造

除じん機エリア防水壁は鋼製壁で構成し,基礎ボルトにより取水槽躯体に 固定する。

除じん機エリア防水壁の配置図を第4.2-4 図に,構造図を第4.2-5 図に示す。



第4.2-4図 除じん機エリア防水壁配置図



第4.2-5図 除じん機エリア防水壁構造図

(b) 荷重組合せ

除じん機エリア防水壁は防波壁内側の敷地にある2号炉取水槽の天端に設 置するものであることから,設計においてはその設置状況を考慮し,以下に 示す常時荷重,地震荷重,津波荷重の組合せを考慮する。

- ·常時荷重+地震荷重
- ·常時荷重+津波荷重

また,設計に当たっては,その他自然現象との組合せを適切に考慮する (添付資料20参照)。

(c) 荷重の設定

除じん機エリア防水壁の設計において考慮する荷重は,以下のように設定 する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

iv 余震荷重

海域活断層に想定される地震による津波の影響を受けないため,余震荷 重を考慮しない。

(d). 許容限界

津波防護機能に対する機能保持限界として,地震後,津波後の使用性や,津 波の繰り返し作用を想定し,当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を 有するよう,構成する部材が弾性域内に収まることを基本として,津波防護機 能を保持していることを確認する。

b. 復水器エリア防水壁

「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」に示す津波による 溢水を考慮した浸水範囲,浸水量を安全側に想定した際に,浸水防護重点化範 囲であるタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)への浸水を防 止するため,タービン建物(復水器を設置するエリア)とタービン建物(耐震 Sクラスの設備を設置するエリア)の境界に復水器エリア防水壁を設置する。

復水器エリア防水壁の設置位置を第4.2-6 図に示す。

復水器エリア防水壁は津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分に保 持できるように以下の方針により設計する。

(a) 構造

復水器エリア防水壁は鋼製壁で構成し、アンカーボルトによりタービン建物 躯体に固定する。

(b) 荷重組合せ

復水器エリア防水壁の設計においては,以下のとおり,常時荷重,地震荷重, 津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重
- ·常時荷重+津波荷重
- ・常時荷重+津波荷重+余震荷重

なお、復水器エリア防水壁は、建物内に設置することから、その他自然現象の影響が及ばないため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しない。 (添付資料20参照)。

(c) 荷重の設定

復水器エリア防水壁の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

- ii 地震荷重 基準地震動Ssを考慮する。
- iii 津波荷重
  設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。
- iv 余震荷重

余震による地震動について検討し,余震荷重を設定する。具体的には, 余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し,これによる荷重を 余震荷重として設定する。適用にあたっての考え方を添付資料22に示す。

(d) 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として,地震後,津波後の使用性や,津 波の繰り返し作用を想定し,当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を 有するよう,構成する部材が弾性域内に収まることを基本として,浸水防止機 能を保持していることを確認する。なお,止水性能については,耐圧・漏水試 験で確認する。



(3)水密扉

a. 除じん機エリア水密扉

除じん機エリア水密扉は、2号炉取水槽での入力津波高さに対して、敷地 への津波の到達、流入を防止するため、2号炉取水槽に設置するものであり、 入力津波高さに対して十分な高さを確保している。

除じん機エリア水密扉は津波荷重や地震荷重等に対して浸水防止機能が十 分に保持できるように以下の方針により設計する。(詳細な設計方針及び構 造成立性の見通しについては,添付資料30参照)

なお、水密扉の運用管理については添付資料23に示す。

(a) 構造

除じん機エリア水密扉は鋼製部材により構成し,扉枠は基礎ボルトにより 取水槽躯体に固定する。また,扉体又は扉枠に止水ゴム等を取り付けること で浸水を防止する構造とする。

除じん機エリア水密扉の配置図を第4.2-7図に、構造例を第4.2-8図に示す。





第4.2-7図 除じん機エリア水密扉配置図



第4.2-8図 除じん機エリア水密扉構造例

(b) 荷重組合せ

除じん機エリア水密扉の設計においては,以下のとおり,常時荷重,地震 荷重及び津波荷重を適切に組合せて設計を行う。

常時荷重+地震荷重

·常時荷重+津波荷重

また,設計に当たっては,その他自然現象との組合せを適切に考慮する (添付資料20参照)。

(c) 荷重の設定

除じん機エリア水密扉の設計において考慮する荷重は、以下のように設定 する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

ⅲ 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

iv 余震荷重

海域活断層に想定される地震による津波の影響を受けないため,余震荷 重を考慮しない。

(d) 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として,地震後,津波後の使用性や, 津波の繰り返し作用を想定し,当該構造物全体の変形能力に対して十分な余 裕を有するよう,構成する部材が弾性域内に収まることを確認する。

なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。

b. 復水器エリア水密扉

「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」に示す津波による 溢水を考慮した浸水範囲,浸水量を安全側に想定した際に,浸水防護重点化範 囲であるタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)への浸水を防 止するため,タービン建物(復水器を設置するエリア)とタービン建物(耐震 Sクラスの設備を設置するエリア)の境界に復水器エリア水密扉を設置する。

復水器エリア水密扉の設置位置を第4.2-9図に示す。

復水器エリア水密扉は津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機能が十分に保 持できるように以下の方針により設計する。なお,水密扉の運用管理について は,添付資料23に示す。

(a) 構造

復水器エリア水密扉は板材,補強材,扉枠等の鋼製部材により構成し,扉 枠はアンカーボルトにより建物躯体等に固定する。また,扉枠にパッキンを 取りつけることで浸水を防止する構造とする。水密扉の構造例を第4.2-10 図 に示す。



第4.2-9図 復水器エリア水密扉 設置位置





(b) 荷重組合せ

復水器エリア水密扉の設計においては,以下のとおり,常時荷重,地震荷重, 津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ·常時荷重+地震荷重
- ·常時荷重+津波荷重
- 常時荷重+津波荷重+余震荷重

なお、復水器エリア水密扉は、建物内に設置することから、その他自然現象の影響が及ばないため、その他自然現象による荷重との組合せは考慮しない。 (添付資料20参照)。

(c) 荷重の設定

復水器エリア水密扉の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

iv 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には、 余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重 を余震荷重として設定する。適用にあたっての考え方を添付資料22に示 す。

(d) 許容限界

浸水防止機能に対する機能保持限界として,地震後,津波後の使用性や,津 波の繰り返し作用を想定し,当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を 有するよう,構成する部材が弾性域内に収まることを基本として,浸水防止機 能を保持していることを確認する。なお,止水性能については耐圧・漏水試験 で確認する。

(4) 床ドレン逆止弁

津波防護対象設備を設置する区画である取水槽の床面高さEL1.1mに対し, 取水槽の入力津波高さがEL10.5mであることから,取水槽海水ポンプエリア 及び循環水ポンプエリアへの津波の流入を防止するため,浸水防止設備とし て逆止弁を設置する。

また,「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」に示す津 波による溢水を考慮した浸水範囲,浸水量を安全側に想定した際に,浸水防

護重点化範囲であるタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア) への浸水を防止するため、浸水防護重点化範囲への浸水経路、浸水口となり 得る床ドレンライン部に対して、浸水防止設備として逆止弁を設置する。

床ドレン逆止弁の設計においては,以下のとおり,常時荷重,地震荷重, 津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ·常時荷重+地震荷重
- ·常時荷重+津波荷重
- ·常時荷重+津波荷重+余震荷重

また,設計にあたっては,その他自然現象との組合せを適切に考慮する (添付資料20参照)。

床ドレン逆止弁の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。 iv 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には、 余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重 を余震荷重として設定する。適用にあたっての考え方を添付資料22に示 す。

また,上記荷重の組合せに対して,床ドレン逆止弁の浸水防止機能が十分 に保持できるよう,それぞれ以下の方針により設計する。

a. 構造

床ドレン逆止弁は、鋼製の構造物であり、フロートが水の浮力により上昇 し、開口部を閉鎖することで津波の流入を防止する構造とする。

構造例を第4.2-11図に示す。



第4.2-11図 床ドレン逆止弁の構造の例

b. 耐圧性及び水密性

床ドレン逆止弁は,床面下部からの流入に対してフロートが押し上げられ, 弁座に密着することで漏水を防止する。

また,溢水時には溢水を当該エリア外へ排出する。逆止弁が十分な水密性を もっていることを試験で確認する。試験概要を第4-2-12図に示す。



第4.2-12図 逆止弁の試験概要

c. 耐震性

基準地震動Ssに対して,浸水防止機能が保持できることを評価または加振試験により確認する。

加振試験の例を第4.2-13図に示す。



■加振試験条件
・水平方向振動周波数:20Hz
・水 平 方 向 加 速 度:6.0G
・鉛直方向振動周波数:20Hz
・鉛 直 方 向 加 速 度:6.0G
・加 振 時 間:5分間

第4.2-13 図 加振試験例(逆止弁)

4.2.2 機器・配管等の設備

- (1) 隔離弁
- a. 電動弁

「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」に示す地震によ る配管損傷後に,浸水防護重点化範囲への浸水経路となり得るタービン補機 海水ポンプ出口に電動弁(以下「タービン補機海水ポンプ出口弁」という。) を設置する。電動弁は、インターロックの動作による自動閉とし、インター ロックに係る設備は、浸水防護重点化範囲(耐震Sクラスの設備を内包する建 物)への津波の流入を防止する重要な設備であり、津波襲来前に確実に閉止 するため、多重化・多様化を図る。

タービン補機海水ポンプ出口弁は津波荷重や地震荷重に対して浸水防止機 能が十分に保持できるように以下の方針により設計する。

(a) 構造

タービン補機海水ポンプ出口弁は、当該配管損傷後、取水路から浸水防護 重点化範囲であるタービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)に 津波が浸水することを防止するため、タービン補機海水ポンプ出口に設置す る。設置位置を第4.2-14図に示す。



第4.2-14図 タービン補機海水ポンプ出口弁 設置位置

(b) 荷重組合せ

タービン補機海水ポンプ出口弁の設計においては、以下のとおり、常時荷重, 地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- ·常時荷重+地震荷重
- ·常時荷重+津波荷重
- ·常時荷重+津波荷重+余震荷重

また,設計に当たっては,その他自然現象との組合せを適切に考慮する (添付資料20参照)。

(c) 荷重の設定

タービン補機海水ポンプ出口弁の設計において考慮する荷重は,以下のとお り設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における,入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。 iv 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には 余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重 を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示 す。

(d) 許容限界

地震荷重に対しては,浸水防止機能に対する機能保持限界として,地震後の 使用性を考慮し,当該設備全体の変形能力に対して十分な裕度を有するよう, 塑性ひずみが生じる場合であってもその量が小さなレベルにとどまることを基 本とし,浸水防止機能を保持していることを確認する。

津波荷重(余震荷重含む)に対しては,浸水防止機能に対する機能保持限界 として,津波後の使用性や,津波の繰返し作用を想定し,止水性の面も踏まえ ることにより,当該設備全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう,各 施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とし,浸水防止機能 を保持していることを確認する。なお,止水性能については耐圧・漏水試験で 確認する。

b. 逆止弁

「2.4 重量な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」に示す地震による配管損傷後に,浸水防護重点化範囲への浸水経路となり得るタービン補機

系放水配管及び液体廃棄物処理系配管に浸水防止設備として逆止弁を設置する。

タービン補機系放水配管及び液体廃棄物処理系配管逆止弁は津波荷重や地 震荷重に対して浸水防止機能が十分に保持できるように以下の方針により設 計する。

(a) 構造

タービン補機系放水配管及び液体廃棄物処理系配管逆止弁は,当該配管損 傷後,放水路から浸水防護重点化範囲であるタービン建物(耐震Sクラスの 設備を設置するエリア)に津波が浸水することを防止するため,タービン補 機海水系放水配管及び液体廃棄物処理系配管に設置する。設置位置を第4.2-1 5図に示す。



第4.2-15図 タービン補機海水系放水配管逆止弁及び液体廃棄物処理系配管逆 止弁 設置位置

(b) 荷重組合せ

タービン補機海水系放水配管及び液体廃棄物処理系配管逆止弁の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切 に組合せて設計を行う。

常時荷重+地震荷重

- 常時荷重+津波荷重
- 常時荷重+津波荷重+余震荷重

また,設計に当たっては,その他自然現象との組合せを適切に考慮する (添付資料20参照)。

(c) 荷重の設定

タービン補機海水系放水配管及び液体廃棄物処理系配管逆止弁の設計にお いて考慮する荷重は、以下のとおり設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。 iv 余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には 余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重 を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示 す。

(d) 許容限界

地震荷重に対しては、浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後の 使用性を考慮し、塑性ひずみが生じる場合であってもその量が小さなレベルに とどまることを基本とし、浸水防止機能を保持していることを確認する。

津波荷重(余震荷重含む)に対しては,浸水防止機能に対する機能保持限界 として,津波後の使用性や,津波の繰返し作用を想定し,止水性の面も踏まえ ることにより,当該設備全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう,各 施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とし,浸水防止機能 を保持していることを確認する。なお,止水性能については耐圧・漏水試験で 確認する。

(2) ポンプ・配管

「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」に示す地震による 配管損傷後に,浸水防護重点化範囲への浸水経路となり得る循環水ポンプ及び 配管,タービン補機海水ポンプ及び配管,除じんポンプ及び配管,原子炉補機 海水配管(放水配管)及び高圧炉心スプレイ補機海水配管(放水配管)につい

て,基準地震動Ssによる地震力に対してバウンダリ機能を保持する設計とする。

(a) 荷重組合せ

ポンプ・配管においては,以下のとおり,常時荷重,地震荷重,津波荷重 及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

- 常時荷重+地震荷重
- ·常時荷重+津波荷重
- ·常時荷重+津波荷重+余震荷重

また,設計に当たっては,その他自然現象との組合せを適切に考慮する (添付資料20参照)。

(b) 荷重の設定

ポンプ・配管の設計において考慮する荷重は、以下のとおり設定する。

i 常時荷重

自重等を考慮する。

ii 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

iii 津波荷重

設置位置における、入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。

iv 余震荷重

余震による地震動について検討し,余震荷重を設定する。具体的には余 震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し,これによる荷重を余 震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示す。

(c) 許容限界

地震荷重に対しては、浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後の 使用性を考慮し、塑性ひずみが生じる場合であってもその量が小さなレベルに とどまることを基本とし、浸水防止機能を保持していることを確認する。

津波荷重(余震荷重含む)に対しては,浸水防止機能に対する機能保持限界 として,津波後の使用性や,津波の繰返し作用を想定し,止水性の面も踏まえ ることにより,当該設備全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう,各 施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とし,浸水防止機能 を保持していることを確認する。なお,止水性能については耐圧・漏水試験で 確認する。

(3) 貫通部止水処置

2号炉取水槽での入力津波高さに対して,敷地への津波の到達,流入を防止するため,津波防護対象設備を設置する区画への浸水経路,浸水口となり 得る貫通口部等に対して,浸水防止設備として貫通部止水処置を実施する。

また、「2.4重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」に示す浸 水防護重点化範囲への浸水経路、浸水口となり得る貫通口部等に対して、浸 水防止設備として貫通部止水処置を実施する。貫通部止水処置の実施範囲及 び実施例は添付資料11に示す。

貫通部止水処置は,第4.2-2表に示す充てん構造(シリコン),ブーツ構造(ラバーブーツ),及び充てん構造(モルタル)に分類でき,貫通部の形状等に応じて適切な止水構造を選択し実施する。

これらの止水処置の設計においては,以下に示すとおり,常時荷重,地震 荷重,津波荷重及び余震荷重を適切に組合せて設計を行う。

常時荷重+地震荷重

- ·常時荷重+津波荷重
- ·常時荷重+津波荷重+余震荷重

また,設計に当たっては,その他自然現象との組合せを適切に考慮する。 (添付資料20参照)

ここで,貫通部止水処置の設計において考慮する荷重は,以下のように設 定する。

(a)常時荷重

自重等を考慮する。

(b) 地震荷重

基準地震動Ssを考慮する。

(c)津波荷重

設置位置における,入力津波高さに基づき算定される水圧を考慮する。 (d)余震荷重

余震による地震動について検討し、余震荷重を設定する。具体的には 余震による地震動として弾性設計用地震動Sdを適用し、これによる荷重 を余震荷重として設定する。適用に当たっての考え方を添付資料22に示 す。

また,上記荷重の組合せに対して,各止水構造の浸水防止機能が十分 に保持できるよう,それぞれ以下の方針により設計する。

世话的	<b>海</b> 伽 止水如理 施工内容			∋H 田
貝迪物	止小处理	断面図	写真	<b>司元</b> 9月
低温配管	モルタル	壁	9	貫通スリーブ と配管の間に モルタルを充 填する
	シリコン	壁 ジリコン 保温 配管 貫通スリーブ		貫通スリーブ と配管の間に シリコンを充 填する
	ラバー ブーツ	壁     ラバーブーツ       配管       保温       賃通スリーブ		貫通スリーブ と配管にラバ ーブーツの端 部を固定する
ケーブル トレイ		壁 ケーブルトレイ シリコン 貫通スリーブ	H	貫通スリーブ とケーブルト レイの間,ケ ーブルトレイ 内にシリコン を充填する
電線管	シリコン	壁 電線管 ダム材 シリコン		電線管が接続 するプルボッ クス内にシリ コンを充填す る

第4.2-2表 止水構造

a. 充てん構造 (シリコン)

(a) 構造

充てん構造(シリコン)は貫通口と貫通物の間の隙間に,鋼板による補強 板を設けた上でシリコンを充てんすることにより止水する構造である。 本構造の概要を第4.2-16図に示す。



第4.2-16図 充てん構造(シリコン)の概要

(b) 水密性

耐圧性は補強板及びシリコンが担い、シリコンにより水密性を確保することを基本としており、設置箇所で想定される浸水に対して、浸水防止機能が保持できることを、実機を摸擬した耐圧・漏水試験により確認する。 実機模擬試験の例を第4.2-17図に示す。



【試験体数】

各組合せ6体

【試験方法】

試験装置に注水後,水により加圧

試験圧力(0.11MPa),保持時間15分

第4.2-17図 実機模擬試験例

(c) 耐震性

シリコンは伸縮性に優れたシール材であり、配管の貫通部に適用するシー ル材の耐震性を満足させるために、貫通部近傍に支持構造物を設置すること としており、配管等の変位追従性に優れた構造となっていることから、地震 によりシリコンの健全性が損なわれることはない。

- b. ブーツ構造 (ラバーブーツ)
  - (a) 構造

ブーツ構造(ラバーブーツ)はブーツと締付バンドにて構成され,高温配 管等の熱膨張変位及び地震時の変位を吸収できるよう伸縮性ゴムを用い,壁 面に溶接した取付用座と配管に締付バンドにて締結する。

本構造の概要を第4.2-18図に示す。



第4.2-18図 ブーツ構造の概要

(b) 水密性

伸縮性のあるシールカバーを貫通口と貫通物の隙間に設置することで、耐 圧性及び水密性を確保することを基本としており、設置箇所で想定される浸 水に対して、浸水防止機能が保持できることを、第4.2-19図に示す実機を模 擬した耐圧・漏水試験により確認する。

実機模擬試験の例を第4.2-3表,第4.2-4表に示す。



# 【試験方法】

ラバーブーツ内側・外側から水により加圧

第4.2-19図 実機模擬試験例

No.	呼び	び寸法	水圧[MPa]	
	配管径[A]	スリーブ径[A]	内圧	外圧
1	400	550	0.04	0.03
2	80	250	0.03	0.02

第4.2-3表 実機模擬試験(型式1)

第4.2-4表 実機模擬試験(型式2)

No.	呼び	が寸法	水圧[MPa]	
	配管径[A]	スリーブ径[A]	内圧	外圧
1	25	200	0.20	0.20
2	350	650	0.20	0.20
3	750	1000	0. 20	_

(c) 耐震性

ラバーブーツについては、伸縮性ゴムを使用しており、配管等の変位追従 性に優れた構造となっていることから、地震によりラバーブーツの健全性が 損なわれることはない。

- c. 充てん構造(モルタル)
- (a) 構造

モルタルは,貫通口と貫通物の間の隙間にモルタルを充てんすることによ り止水する構造とし,充てん硬化後は,貫通部内面,配管等の外面と一定の 付着力によって結合される。

本構造の概要を第4.2-20図に示す。



第4.2-20図 充てん構造(モルタル)の概要

(b) 水密性

貫通部の止水処置として使用するモルタルについて,性能試験等により, 止水性能を確認した。

貫通部の止水処置に用いるモルタルについては、以下のとおり静水圧に対し十分な耐性を有していることを確認している。モルタルの評価概要を第 4.2-21図に示す。

【検討条件】

- ・スリーブ径:D[mm]
- ・モルタルの充填深さ:L[mm]
- ・配管径:d [mm]
- ・モルタル許容付着強度<sup>\*\*</sup>: 2.0 [N/mm<sup>2</sup>]
- ・静水圧: 0.2 [N/mm<sup>2</sup>] (保守的に 20m 相当の静水圧を想定)
- ※「鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説 2010」による。



第4.2-21図 モルタル評価概要図

○評価方法

- モルタル部分に作用する水圧荷重(P1)
   静水圧がモルタル部分に作用したときに生じる荷重は以下のとおり。
- P1 [N] =0.2 [N/mm<sup>2</sup>] × ( $\pi$  × (D<sup>2</sup>-d<sup>2</sup>) /4) [mm<sup>2</sup>]
- ② モルタルの許容付着荷重(P2) 静水圧がモルタル部分に作用したときに、モルタルが耐える限界の付着荷重は以下のとおり。
- P2 [N] =2.0 [N/mm<sup>2</sup>] × ( $\pi$  × (D+d) ×L) [mm<sup>2</sup>]

モルタルの付着強度は、付着面積及び充填深さに比例するため、ここでは、保守的に貫通部に配管がない状態(d=0)を想定し評価を行った。

静水圧に対して止水性能を確保するためには、P1≦P2であるため、以下のように整理できる。

 $0.03 \times D \text{[mm]} \leq L \text{[mm]}$ 

上式より,モルタル施工個所が止水性能を発揮するためには,貫通スリーブ径の3%以上の充填深さが必要である。

例えば400mmの貫通スリーブに対して、約12mm以上の充填深さが必要であ るが、実機における対象貫通部の最小厚さ200mmに対し、モルタルは壁厚さ と同程度の厚さで充填されていることを踏まえると、止水性能は十分に確保 できる。

(c) 耐震性

貫通口内に貫通部が存在する構造では、基準地震動Ssによりモルタル充て ん部に発生する配管反力がモルタルの許容圧縮強度及び許容付着強度以下で あることを確認する。

内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲、浸水量について

1. はじめに

「2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」では,規制基準に おける要求事項「津波による溢水を考慮した浸水範囲,浸水量を安全側に想定 すること」に関し,審査ガイドに従い,2号炉で考慮すべき具体的な溢水事象 として以下の6事象を挙げている。(図1)

- a. タービン建物(復水器を設置するエリア)における溢水
- b. タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)における溢水
- c. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水
- d. 取水槽海水ポンプエリアにおける溢水
- e. 屋外タンク等による屋外における溢水
- f. 建物外周地下部における地下水位の上昇



図1 地震による溢水の概念図

これらの各事象による浸水範囲,浸水量については,「設置許可基準規則第9 条(溢水による損傷の防止等)」に対する適合性において説明されており,本書 ではその該当個所を抜粋する形で,その評価条件,評価結果等の具体的な内容 を示す。
2. タービン建物(復水器を設置するエリア)における溢水(事象 a.)

9.1 復水器エリアにおける溢水

復水器エリアにおける溢水については、想定破損による溢水では循環水系配管の伸縮継手部の全円周状の破損を想定し、地震起因による溢水では循環水系配管の伸縮継手部の全円周状の破損及びその他の耐震 B, C クラス機器の破損を想定する。また、消火水の放水による溢水を想定する。

- 9.1.1 評価条件
  - (1) 評価条件
    - ・伸縮継手部からの溢水は,破損から循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口 弁の閉止までの時間を考慮する。
    - ・循環水系配管の破損箇所での溢水の流出圧力は,循環水ポンプ運転時の系統 圧力とする。なお,配管の圧損については保守的に考慮しない。
    - ・循環水系配管の破損箇所は海水面より高いためサイフォン効果による流入はない。
    - ・地震起因による溢水では,破損を想定する耐震 B,C クラス機器の保有水を考慮する。
    - ・地震起因による溢水では、地震に伴い津波が襲来するものとし、循環水系配 管を含む耐震 B,C クラス機器の破損箇所からの津波の流入を考慮する。
  - ・消火水の放水による溢水では、屋内消火栓からの放水流量を考慮する。
  - (2) 循環水ポンプ停止及び循環水系弁閉止インターロックについて
  - a. 概要

地震時に復水器エリア内の伸縮継手部が破損し,循環水系から大量の海水 が流入した場合,溢水防護区画へ海水が伝播し,溢水防護対象設備が機能喪 失に至るおそれがある。このため,図 9-3 に示すような地震時に循環水ポン プ停止,循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁を閉止するインターロ ックを設置し,復水器エリア内への海水の流入を低減する。

9条--別添1-9-4



図 9-3 循環水ポンプ停止及び循環水系弁閉止インターロック設置概要図

b. インターロック動作条件

地震時には、確実に漏えいしたことを検出した上でインターロックを動作 させるよう、図 9-4 に示すように地震大信号と漏えい検知器動作の AND 条件 とする。インターロック回路、循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出入口弁 は、基準地震動 Ss に対して機能を維持する設計とし、非常用電源へ接続す る。漏えい検知は床上 100mm にて検知する設計とする。漏えい検知器の作動 原理は、溢水が電極式レベル計の検知レベルに達すると、電極間が導通し、 漏えいを検知するものである。漏えい検知器の設置箇所を図 9-5 に、構造及 び外観を図 9-6 に示す。





9条--別添1-9-5



57	19-6 🕅	漏えい検知	口器の構造	及び外観				
		*	資料のうち *	を囲みの内容に	機密に係る国	事項のため公問	目できません	
		本	資料のうち,柞	や囲みの内容に	機密に係る	事項のため公開	雨できません。	
		▲ 9 条一別ネ	資料のうち, * 系1-9-7	幹囲みの内容は	機密に係る	事項のため公開	見できません。	
		● 条一別約	資料のうち, * 系1-9-7	幹囲みの内容に	機密に係る事	事項のため公開	見できません。	
		* 9 条一別約	資料のうち, 木 系1-9-7	幹囲みの内容に	機密に係る	軍項のため公開	羽できません。	

#### c. インターロック設置の必要性

地震起因による溢水量は、インターロック非設置の場合はタービン建物の 貯留可能容積を大きく上回ることから、タービン建物内から原子炉建物、廃 棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出が考えられる。

原子炉建物,廃棄物処理建物及び制御室建物への溢水の流出防止のためイ ンターロックは必要である。

### 9.1.2 溢水量

(1) 想定破損による溢水量

循環水系配管の伸縮継手部からの溢水量は、溢水流量、隔離時間及び循環 水系の保有水量から算出した。隔離時間は、破損から運転員による循環水ポン プ停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの時間とした。算出した溢水流量、 隔離時間及び溢水量をそれぞれ表 9-2~4 に示す。また、実際に漏えい検知に 要する時間は、循環水配管の溢水流量、漏えい検知器動作に必要な溢水量を考 慮した結果、表 9-5 に示すとおり 10 秒未満であり、評価に用いた検知時間 5 分は十分に保守的である。

表 9-2 伸縮継手部からの溢水流量

部位	内径[mm]	破損幅[mm]	溢水流量[m <sup>3</sup> /h]
復水器水室出入口部	2,200	50	13, 173

項目	時間[min]
漏えい検知器による漏えい検知までの時間	5
現場への移動時間	20
漏えい箇所特定に要する時間	30
循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止時間	10
合計	65

表 9-3 伸縮継手部の破損から隔離までの時間

### 表 9-4 想定破損による溢水量

項目	溢水量[m <sup>3</sup> ]
破損から循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口弁 の閉止までの溢水量	14, 271
循環水系の保有水量	181
合計	14,452

9条--別添1-9-8

表 9-5 伸縮継手部の破損から漏えい検知までの時間評価		
循環水系配管の伸縮継手部からの溢水流量	13,173[m³/h]	
復水器エリア ELO.25m~EL2.0mの空間容積	$1,827 [m^3]$	
漏えい検知方法	漏えい検知器	
漏えい検知器設定値	床面+20[mm]	
漏えい検知器動作に必要な溢水量	20.9[m <sup>3</sup> ]	
漏えい検知器動作までの時間	5.8[s]	

\_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_

(2) 地震起因による溢水量

循環水系配管の伸縮継手部からの溢水量に加え,タービン建物内の耐震 B,C クラス機器の保有水量から算出した。隔離時間は,地震発生から復水器エリア の漏えい検知インターロックによる循環水ポンプ停止及び復水器水室出入口 弁の閉止までの時間とした。算出した溢水流量,隔離時間及び溢水量をそれぞ れ表 9-6~8 に示す。

表 9-6 伸縮継手部からの溢水流量

部位	部位数	内径[mm]	破損幅[mm]	溢水流量[m <sup>3</sup> /h]
復水器水室出入口部	12	2,200	50	000 504
復水器水室連絡管部	6	2,100	50	233, 334

## 表 9-7 伸縮継手部の破損から隔離までの時間及び漏えい検知方法

項目	時間[min]
地震発生から漏えい検知インターロックによる循環水	1 *
ポンプ停止及び復水器水室出入口弁の閉止までの時間	L
漏えい検知方法	漏えい検知器
漏えい検知器設定値	床面+100[mm]

※ 漏えい検知時間 3.1 [sec] + 弁閉止時間 55 [sec] を切り上げた値

## 表 9-8 地震起因による溢水量

項目		溢水量[m <sup>3</sup> ]
毎週水ズ配等の	地震発生から漏えい検知インターロックによる毎環水ポンプ停止及び海水器	2 047*
伸縮継手部	クによる循環ホホンク停止及い復水器 水室出入口弁の閉止までの溢水量	2,047
	循環水系の保有水量	1,083
耐震 B, C クラス機器の保有水量		2,859
合計		5, 989

### 9条--別添1-9-9

(3) 消火水の放水による溢水量

「6.1 溢水量の算定」に基づき,消火水の放水による溢水量の算出に用いる放水流量を130[1/min]とし,この値を2倍して溢水流量とした。放水時間と溢水流量から評価に用いる消火水の放水による溢水量を以下のとおりとした。

• 130[1/min/個]×2 倍×3.0[h]=46.8[m<sup>3</sup>]

9.1.3 復水器エリアにおける溢水影響評価結果

復水器エリアの溢水事象により浸水する範囲について,溢水防護対象設備が設 置されている原子炉建物,廃棄物処理建物及び制御室建物との境界貫通部に対し て止水処置を施すことにより,溢水防護対象設備への影響がないことを確認した。 各溢水事象における評価結果を以下に示す。

(1) 想定破損による没水影響評価結果

復水器エリアの溢水を貯留できる EL5.3m (復水器エリア防水壁高さ)以下 の空間容積を表 9-9 に示す。

循環水系配管の伸縮継手部からの溢水量(14,452m<sup>3</sup>)は、復水器エリアの貯 留可能容積(6,680m<sup>3</sup>)より大きいことから、タービン建物1階(EL5.5m)を 溢水経路として、耐震Sクラスエリア(東)に流出する。溢水の浸水する範囲 を図 9-7 に、タービン建物全体(耐震Sクラスエリア(西)を除く)の溢水を 貯留できる EL8.8m(タービン建物から原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御 室建物への流出高さ)以下の空間容積を表 9-10に示す。空間容積の算出にあ たっては、タービン建物床面積から機器等の設置面積相当分を差し引き、上階 の床スラブ厚を差し引いた高さを乗じて算出した。

循環水系配管の伸縮継手部からの溢水量(14,452m<sup>3</sup>)は、タービン建物全体 (耐震 S クラスエリア(西)を除く)の貯留可能容積(24,816m<sup>3</sup>)より小さい ことから(溢水水位 EL5.9m)、タービン建物内に貯留可能で、原子炉建物、廃 棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。溢水水位の 算出結果を表 9-11 に示す。

 

 14,452m<sup>3</sup>
 >
 6,680m<sup>3</sup>

 (循環水系配管の伸縮
 (復水器エリアの貯留可能容積)

 継手部からの溢水量)
 (復水器エリアの貯留可能容積)

 14,452m<sup>3</sup>

 24,816m<sup>3</sup>

 (循環水系配管の伸縮
 (夕ービン建物全体(耐震 S クラス エリア(西)を除く)の貯留可能容積)

9条--別添1-9-10



# 表 9-10 タービン建物全体(耐震 S クラスエリア(西)を除く)

の溢水を貯留でさる空間谷積				
範囲	空間容積[m³]			
EL-4.8~EL0.25m	176			
ELO. 25~EL2. Om	3, 236			
EL2.0 ~EL5.5m	10,052			
EL5.5 ~EL8.8m	11, 352			
合計	24, 816			

### 表 9-11 想定破損による溢水水位算出結果

諸元	値
①EL5.5mより上部に滞留する溢水量 <sup>*1</sup>	988[m <sup>3</sup> ]
②EL5.5mにおける溢水の浸水する範囲の滞留面積	3, 440 $[m^2]$
③水上高さ	0.075[m]
④EL5.5mより上部に滞留する溢水水位 <sup>※2</sup>	0.4[m] (EL5.9m)

※1 循環水系配管の伸縮継手部からの溢水量(14,452m<sup>3</sup>)から表 9-10 にお ける EL5.5m 以下の空間容積(13,464m<sup>3</sup>)を差し引いた値

※2 以下の式より算出④=①/②+③

## (2) 地震起因による没水影響評価結果

地震起因による溢水量(5,989m<sup>3</sup>)は,復水器エリアの貯留可能容積(6,680m<sup>3</sup>) より小さいことから(溢水水位 EL4.8m),復水器エリアに貯留可能で,原子炉 建物,廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。溢 水水位の算出結果を表 9-12 に示す。

5, $989m^3$	<	6, 680m <sup>3</sup>
(地震起因による溢水量)		(復水器エリアの貯留可能容積)

次で 昭 地域には の血小小 医并田柏木				
諸元	値			
①EL2.0mより上部に滞留する溢水量 <sup>※1</sup>	4,162[m <sup>3</sup> ]			
②EL2.0mにおける復水器エリアの滞留面積	1,546[m <sup>2</sup> ]			
③水上高さ	0.075[m]			
④EL2.0mより上部に滞留する溢水水位 <sup>※2</sup>	2.8[m] (EL4.8m)			
※1 地震による溢水量(5,989m <sup>3</sup> )から表 9-9 にお	öける EL2. 0m 以下の空間容			
積(1,827m³)を差し引いた値				
※2 以下の式より算出				
4=1/2+3				
9条一別添1-9-12				

## 表 9-12 地震起因による溢水水位算出結果



3. タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)における溢水(事象 b.)

- 9.2 耐震 S クラスエリアにおける溢水 耐震 S クラスエリア(東)及び(西)における溢水について,想定破損による 溢水ではエリア内で最も溢水量の大きい復水給水系配管の破損を想定し,地震起 因による溢水では耐震 B,C クラス機器の破損を想定する。また,消火水の放水に よる溢水を想定する。
  9.2.1 評価条件

  想定破損による溢水では,エリア内で最も溢水量の大きい復水給水系配管の 破損を考慮する。
  地震起因による溢水では,破損を想定する耐震 B,C クラス機器の保有水を考 慮する。
  地震起因による溢水では,地震に伴い津波が襲来するものとし、タービン補 機海水系配管を含む耐震 B,C クラス機器の破損箇所からの津波の流入を考慮 する。
  消火水の放水による溢水では,屋内消火栓からの放水流量を考慮する。
  - 9.2.2 溢水量
    - (1) 想定破損による溢水量

エリア内で想定する溢水のうち,最も溢水量の大きい復水給水系(1,646m<sup>3</sup>) とした。

(2) 地震起因による溢水量

エリア内に設置される耐震 B,C クラス機器の保有水量から算出した。各エリアの溢水量を表 9-13 に示す。

エリア	溢水量[m <sup>3</sup> ]
耐震 S クラスエリア (東)	2,730
耐震 S クラスエリア (西)	1, 332

表 9-13 地震起因による溢水量

(3) 消火水の放水による溢水量

9.1.2 (2)と同様に、46.8m<sup>3</sup>とした。

9.2.3 耐震 S クラスエリア(東) 及び(西)における溢水影響評価結果

耐震 S クラスエリア(東) 及び(西)の溢水事象により浸水する範囲について, 溢水防護対象設備が設置されている原子炉建物,廃棄物処理建物及び制御室建物 との境界貫通部に対して止水処置を施すことにより,溢水防護対象設備への影響 がないことを確認した。各溢水事象における評価結果を以下に示す。

9条-別添1-9-14

- (1) 耐震 S クラスエリア(東)
  - a. 想定破損による没水影響評価結果

想定破損による溢水量(1,646m<sup>3</sup>)は、地震起因による溢水量(2,730m<sup>3</sup>)より小さいことから、地震起因による溢水評価に包含され、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。地震起因の没水影響評価結果をb.項に示す。

b. 地震起因による没水影響評価結果

耐震 S クラスエリア(東)の溢水を貯留できる EL4.9m (天井高さ)以下の 空間容積を表 9-14 に示す。

地震起因による溢水量(2,730m<sup>3</sup>)は、耐震 S クラスエリア(東)の貯留可 能容積(6,598m<sup>3</sup>)より小さいことから(溢水水位 EL2.8m),エリア内に貯留 可能で、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないこ とを確認した。溢水水位の算出結果を表 9-15 に示す。

2,730m<sup>3</sup> (地震起因による溢水量)

< 6,598m<sup>3</sup> (耐震Sクラスエリア(東)の 貯留可能容積)

表 9-14 耐震 S クラスエリア(東)の溢水を貯留できる空間容積

範囲	空間容積[m³]
EL-4.8~EL0.25m	176
ELO. 25~EL2. Om	1,409
EL2.0 ~EL4.9m	5,013
合計	6, 598

表 9-15 地震起因による溢水水位算出結果

諸元	値		
①EL2.0mより上部に滞留する溢水量 <sup>※1</sup>	1,145[m <sup>3</sup> ]		
②EL2.0mにおける耐震Sクラスエリア(東)の滞留	ī積 1,731[m <sup>2</sup> ]		
③水上高さ	0.075[m]		
④EL2.0mより上部に滞留する溢水水位**2	0.8[m] (EL2.8m)		
※1 地震による溢水量(2,730m <sup>3</sup> )から表 9-14 (	こおける EL2. 0m 以下の空間		
容積(1,585m³)を差し引いた値			
※2 以下の式より算出			
(4)=(1)/(2)+(3)			
9条一別添1-9-15			

### c. 消火水の放水による没水影響評価結果

消火水の放水による溢水量(46.8m<sup>3</sup>)は地震起因による溢水量(2,730m<sup>3</sup>)より小さいことから、地震起因による溢水評価に包含され、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

(2) 耐震 S クラスエリア(西)

a. 想定破損による没水影響評価結果

耐震 S クラスエリア(西)の溢水を貯留できる EL4.9m (天井高さ)以下の 空間容積を表 9-16 に示す。

想定破損による溢水量(1,646m<sup>3</sup>)は、耐震 S クラスエリア(西)の貯留可 能容積(3,131m<sup>3</sup>)より小さいことから(溢水水位 EL3.6m)、エリア内に貯留 可能で、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないこ とを確認した。溢水水位の算出結果を表 9-17 に示す。

$1,646m^{3}$	<	$3, 131 \text{m}^3$		
(想定破損による溢水量)		(耐震 S クラスエリア	(西)	の
		貯留可能容積)		

表 9-16 耐震 S クラスエリア(西)の溢水を貯留できる空間容積

範囲	空間容積[m <sup>3</sup> ]
EL2.0 ~EL4.9m	3, 131

### 表 9-17 想定破損による溢水水位算出結果

諸元	値
①EL2.0mより上部に滞留する溢水量	1,646[m <sup>3</sup> ]
②EL2.0mにおける耐震 S クラスエリア(西)の滞留面積	1,080[m <sup>2</sup> ]
③水上高さ	0.075[m]
④EL2.0mより上部に滞留する溢水水位 <sup>※1</sup>	1.6[m] (EL3.6m)
have a statement of the termination of the statement of t	·

※1 以下の式より算出④=①/2+3

b. 地震起因による没水影響評価結果

地震起因による溢水量(1,332m<sup>3</sup>)(溢水水位 EL3.4m)は、想定破損による溢水量(1,646m<sup>3</sup>)より小さいことから、想定破損による溢水評価に包含され、原子炉建物、廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。 溢水水位の算出結果を表 9-18 に示す。

9条-別添1-9-16

表 9-18 地震起因による溢水水位算出編	5果
諸元	値
①EL2.0mより上部に滞留する溢水量	1,332[m <sup>3</sup> ]
②EL2.0mにおける耐震Sクラスエリア(西)の滞留面積	1,080[m <sup>2</sup> ]
③水上高さ	0.075[m]
④EL2.0mより上部に滞留する溢水水位 <sup>**1</sup>	1.4[m] (EL3.4m)

※1 以下の式より算出

4=1/2+3

c. 消火水の放水による没水影響評価結果

消火水の放水による溢水量(46.8m<sup>3</sup>)は想定破損による溢水量(1,646m<sup>3</sup>)より小さいことから,想定破損による溢水評価に包含され,原子炉建物,廃棄物処理建物及び制御室建物へ溢水の流出がないことを確認した。

## 9条-別添1-9-17





- 4. 取水槽循環水ポンプエリアにおける溢水(事象 c.)
  - 9.5 循環水ポンプエリアにおける溢水

循環水ポンプ出口配管伸縮継手部

海水ポンプエリアに隣接する循環水ポンプエリアの循環水系配管の伸縮継手 部の全円周状の破損を想定し,海水ポンプエリアへの溢水影響を評価した。算出 した溢水流量を表 9-21 に,溢水影響評価結果を表 9-22 に示す。越流水深の算出 にあたっては, Govinda Raoの式(補足説明資料 30 参照)を使用した。

海水ポンプエリアに設置している海水ポンプエリア防水壁(EL10.8m)は,循 環水ポンプエリア天端(EL8.8m)より2.0m高く設計しており,隣接する循環水 ポンプエリアでの想定破損により溢水が発生した場合においても,循環水ポンプ エリア天端の越流水深は0.24mであることから,海水ポンプエリア防水壁を越流 して隣接する海水ポンプエリアに流入することはない。循環水系配管破損時の平 面図を図 9-12 に,断面図を図 9-13 に示す。

表 9-21	循環水系配管の伸縮継手部の溢水流量			
部位		内径[mm]	破損幅[mm]	溢水流量[m <sup>3</sup> /h]

W	循環水ポンプエリア壁の高さ[m]	7.7
В	排出を期待する開口長さ[m]	23.6
L	循環水ポンプエリア壁の幅[m]	1.0
Q	エリア内の溢水流量[m³/h]	15, 590
h	越流水深[m]	0.24
Н	許容越流水深[m]	2.0
評価結果	↓(判定基準:H≥h)	0

表 9-22 循環水ポンプエリアの溢水影響評価結果

2,600

50

15,590

### 9条一別添1-9-22





補足説明資料 30

海水ポンプエリアの防護について

1. はじめに

溢水防護対象設備のうち海水ポンプは、取水槽に設置されている。 海水ポンプエリアは、エリア外からの浸水を防止する対策として、水 密扉及び逆止弁の設置、貫通部止水処置を実施するとともに、海水ポンプ エリア上部には防水壁を、海水ポンプエリア内には分離壁を設置している。 ここでは、海水ポンプエリアについて、想定破損、消火水の放水及び地 震起因による溢水を評価した。海水ポンプエリアの平面図を図 1-1 に、断 面図を図 1-2 に示す。





図 1-2 海水ポンプエリア断面

2. 想定破損による溢水影響評価

図 2-2 に示す通り,海水ポンプエリアに設置している分離壁(高さ9.9m)は,防水壁(高さ9.7m)より0.2m高く設計されており,隣接する海水ポンプエリア での想定破損により溢水が発生した場合においても,分離壁を越流して溢水が 隣接する海水ポンプエリアに流入することはなく,多重化された系統が同時に 機能喪失することはない。評価結果を表 2-1 に示す。

	評価区画	Y-24AN	Y-24BN	Y-24CN
W	防水壁の高さ[m]	9.7	9.7	9.7
В	排出を期待する開口長さ[m]	33	23	17
L	防水壁の幅[m]	0.074	0.074	0.074
Q	区画内の最大溢水流量[m <sup>3</sup> /h]	216	216	121
h	越流水深[m]	0.02	0.02	0.02
Н	許容越流水深[m]	0.2	0.2	0.2
	評価結果(判定基準:H≥h)	0	0	0

表 2-1 想定破損による溢水影響評価結果

また、評価結果の例を以下に示す。

【区画 Y-24AN での想定破損による溢水影響評価】

区画 Y-24AN での想定破損による溢水が隣接する区画 Y-24BN に流出しないことを確認する。溢水源となる系統及び溢水流量を表 2-2 に示す。

9条-別添1-補足30-2

溢水源となる系統のうち,溢水量が最大となるのはⅡ-RSWである。防水壁を 越えて外部に排出する際の水位(越流水深)を算出するため,以下の式を使用 した。

Govinda Raoの式(参考文献:土木学会 水理公式集(平成11年度版))

(a) 越流水深による表示

Q=CBh <sup>3/2</sup>			(3-1.5)
0 <h ;="" c="1.&lt;/td" l≤0.1=""><td><math>542(h/L)^{0.022}</math></td><td></td><td>·····(3-1.5.a)</td></h>	$542(h/L)^{0.022}$		·····(3-1.5.a)
$0.1 \le h/L \le 0.4$ ; C=1.5	552+0.083(h/L)		·····(3–1.5.b)
$0.4 \le h/L \le (1.5 \sim 1.9)$	; C=1.444+0.3	352(h/L)	(3-1.5.c)
$(1.5 \sim 1.9) \leq h/L$	; C=1.785+0.	237(h/W)	(3-1.5.d)

![](_page_92_Figure_4.jpeg)

図 3-1.11 長方形せきの諸元

Q: 越流流量[m<sup>3</sup>/s] B: 排出を期待する開口長さ[m] h: 越流水深[m] C: 流量係数[-] L: 海水ポンプエリア防水壁の幅[m] W: 海水ポンプエリア防水壁の高さ[m]

想定破損による溢水が防水壁を越えて外部に排出する際の水位(越流水深) を表に示す。なお,排出を期待する開口長さは区画(Y-24AN)に接する防水壁 の長さとし,概略図を図 2-1,図 2-2 に示す。

表 2-3 に示すように溢水の越流水深は防水壁と分離壁の高低差(0.2m)を下 回るため、分離壁を越流して溢水が隣接する海水ポンプエリアに流入すること はなく、多重化された系統が同時に機能を喪失することはない。

表 2-2 溢水源となる系統及び溢水流量(Y-24AN)

系統	溢水流量[m <sup>3</sup> /h]
原子炉補機海水系(Ⅱ-RSW)	216
タービン補機海水系(TSW)	172
補給水系(MUW)	2
消火系(FP)	36

9条一別添1-補足30-3

	評価対象区画	Y-24AN
W	防水壁の高さ[m]	9.7
В	排出を期待する開口長さ[m]	33
L	海水ポンプエリア防水壁の幅[m]	0.074
Q	越流流量(Ⅱ-RSW)[m³/h]	216
h	越流水深[m]	0.02

## 表 2-3 越流水深計算結果

![](_page_93_Figure_2.jpeg)

9条--別添1-補足30-4

![](_page_94_Figure_0.jpeg)

3. 消火水の放水による溢水

海水ポンプエリアの消火活動に使用される設備に屋外の消火栓がある。消火 栓からの溢水流量を350 1/min×2倍(42m<sup>3</sup>/h)とし,消火活動による放水に 伴う溢水流量とする。この溢水流量は,表3-1に示す通り想定破損の評価で想 定する溢水流量より小さく,消火水の放水による溢水評価は想定破損の評価に 包含されるため,多重化された系統が同時に機能喪失することはない。

表 3-1 想定破損及び消火放水による溢水流量の比較

	想定破損	消火放水	
	系統	溢水流量[m <sup>3</sup> /h]	溢水流量[m <sup>3</sup> /h]
Y-24AN	原子炉補機海水系(Ⅱ-RSW)	216	42
Y-24BN	原子炉補機海水系(I-RSW)	216	42
Y-24CN	取水槽設備系 (OTC)	121	42

4. 地震起因による溢水

溢水源となりうる機器のうち,基準地震動 Ss による地震力によって破損が 生じるおそれのある機器を溢水源として想定した。添付資料3に示すとおり, 海水ポンプエリアの機器・配管は基準地震動 Ss に対する耐震性を有している

9条--別添1-補足30-5

ことから, 重要度の特に高い安全機能, 燃料プール冷却機能及び燃料プールへ の給水機能が喪失することはない。評価結果を表 4-1 に示す。

評価区画	Y-24AN	Y-24BN	Y-24CN
溢水量[m <sup>3</sup> ]	0	0	0
滞留面積[m <sup>2</sup> ]	54	38	22
溢水水位[m]	0	0	0
機能喪失床上高さ[m]	1.68	1.68	1.25
評価結果	0	0	0

表 4-1 地震起因による溢水影響評価結果

9条-別添1-補足30-6

- 6. 屋外タンク等による屋外における溢水(事象 e.)
  - 10. 建物外からの溢水影響評価

島根原子力発電所2号炉における溢水防護対象設備を内包する建物の外部に ある溢水源としては、海水を除き、屋外タンク及び貯水槽等(以下「屋外タンク 等」という。)の保有水並びに地下水が挙げられる。ここでは、これらの溢水が 溢水防護対象設備に与える影響を評価する。

なお、海水の溢水に関しては「9. 溢水防護対象設備が設置されているエリア 外からの溢水影響評価」及び設置許可基準規則 第五条(津波による損傷の防止) に対する適合性において説明する。また、屋外タンク等は全て大気開放構造であ り、最高使用圧力が静水頭圧であるため、想定破損による溢水源として考慮しな い。

10.1 屋外タンク等の溢水による影響

(1) 地震起因による屋外タンク等からの溢水影響

屋外タンク等の溢水として、地震による損傷が否定できない屋外タンク等の 破損による溢水を考慮する必要がある。

島根原子力発電所の敷地内に設置されている屋外タンク等のうち溢水源と する屋外タンク等を溢水源とする屋外タンク等の選定フロー(図 10-1)により 抽出した(詳細を補足説明資料 27 に示す)。結果を表 10-1 に,また抽出され た屋外タンク等の配置を図 10-2 に示す。

9条--別添1-10-1

![](_page_97_Figure_0.jpeg)

33 30 146 49 155 260 80 20 20 20 20 20 20 $1,864^{\pm 1}$ 1 50 50 20	[m <sup>3</sup> ] **3 49 45 161 73 171 171 171 286 120 30 30 30 30 2,200 - - -	25 26 22 23 30 20 24 39 40 45 19 n-43 n-52	9×7% 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	±IJ7 D	2, 832	[m³] <sup>₩2</sup> 3, 36 (2, 994	
33 30 146 49 155 260 80 20 20 20 20 $1$ , $864^{\oplus 1}$ 1 50 50 20	49 45 161 73 171 171 286 120 30 30 30 2,200 - - - -	25 26 22 23 30 20 24 39 40 45 19 n-43 n-52		エリア	2, 832	3, 36 (2, 994	
$\begin{array}{r} 146 \\ 49 \\ 155 \\ 260 \\ 20 \\ 20 \\ 20 \\ 20 \\ 20 \\ 1,864^{\%1} \\ 1 \\ 50 \\ 50 \\ 2 \\ 20 \\ 20 \\ 20 \\ 20 \\ 20 $	161 73 171 171 286 120 30 30 30 30 2,200 	22 23 30 20 24 39 40 45 19 n-43 n-52		エリア	2, 832	3, 36 (2, 994	
$\begin{array}{r} 49\\ 155\\ 155\\ 260\\ 20\\ 20\\ 20\\ 20\\ 1,864^{\%1}\\ 1\\ 50\\ 50\\ 2\\ 2\\ 20\\ 20\\ 20\\ 20\\ 20\\ 20\\ 20\\ 20\\$	73 171 171 286 120 30 30 2,200 	23 30 20 24 39 40 45 19 n-43 n-52		エリア	2, 832	3, 36 (2, 994	
155 260 80 20 20 $1,864^{\oplus 1}$ 1 50 50 2 20 2	171 286 120 30 30 2, 200 	30 20 24 39 40 45 19 n-43 n-52		エリア ①	2, 832	3, 36 (2, 994	
260 80 20 20 1,864 <sup>#+1</sup> 50 50 2 20 20	286 120 30 30 2, 200 	20 24 39 40 45 19 n-43 n-52		エリア	2,002	3, 36 (2, 994	
20 20 20 1,864 <sup>#1</sup> 1 50 50 2 20 20	30 30 30 2, 200 	39 40 45 19 n-43 n-52		エリア		3, 36 (2, 994	
20 20 $1,864^{\#1}$ 50 50 2 20 20	30 30 2, 200 — — — —	40 45 19 n-43 n-52	0	D		(2,994	
$1,864^{*1}$ 1 50 50 2 20 20	2,200 — — — —	19 n-43 n-52	0				
1 50 2 20 20		n-43 n-52	_		1		
50 2 20 20		11 02					
2 20 20	_	n-52	-				
20	-	n-59 n-74	_		162		
40	-	n-73	-				
19 600	660	n-9 10	-		+		
600	660	10	Ŏ				
3,000 87	3, 300 131	11 12	0				
62	93	13	ŏ				
102 36	113 54	14	0		7,681		
30	45	16	Ŏ			8, 602 (7, 712)	
3,000	3, 300	27	0				
42	63	31	Ö	エリア			
30	45	44	0	2			
1	_	n-24	-				
3	-	n-24 n-28	-				
3	_	n-28	-				
2	-	n-38	-		31		
2		n-38	-				
7	-	n-41	-				
8 306	336	n-41 4	-				
22	33	5	Ö				
46	69	18	0	エリア	441	53	
21	32	36	0	3		(455)	
2	_	n-8	_		14		
2	- 1.100	n-8	-				
1,000	1,100	2	Ö				
1,200	1,320	3	0		6, 979		
25	38	29	Ö				
31	46	34	0				
1,000	1,100	33	ŏ	1	0,010		
155	171	38	0				
24	36	46	Ő	エリア		7,735	
63 126	94 139	42	0	(4)		(7, 023)	
12	_	n-13	-				
2	_	n-14 n-15	_				
1	_	n-14	-		44		
1	_	n-14 n-14	-		44		
4		n-58	-				
5	-	n-77	-				
1,520	1.672	9	0	717		0.01	
155	171	28	0	エリア	1.830	2.01	
155 155	171 171	28 28	0	エリア	1,830	(1,840)	
155 155 10	171 171 —	28 28 n-71	0 0 -	エリア	1,830	(1, 840)	
	$\begin{array}{c} 87\\ 62\\ 62\\ 62\\ 62\\ 62\\ 62\\ 62\\ 63\\ 63\\ 63\\ 63\\ 63\\ 63\\ 63\\ 63\\ 63\\ 63$	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	$\begin{array}{c c c c c c c c c c c c c c c c c c c $	$ \begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	

![](_page_99_Figure_0.jpeg)

#### a. 屋外タンク等の溢水伝播挙動評価

屋外タンク等の地震による損傷形態としてはタンクの側板基礎部や側板 上部の座屈,また接続配管の破断等が考えられる。このため,地震により タンクに大開口が生じ短時間で大量の水が流出するようなことはないと考 えられるが,屋外タンク等の損傷形態及び流出水の伝播に係る条件につい て,以下に示す保守的な設定を行った上で,溢水伝播挙動評価を行う。

溢水伝播挙動評価は汎用熱流体解析コード Fluent を用いて,以下に示す 評価モデルにより敷地の水位を算出する。

なお、輪谷貯水槽(東側)は、溢水防護対象設備の設置されている建物 より高所に設置しており、溢水防護対象設備の設置されている建物・区画 へ流下することが考えられるため、基準地震動 Ss によって生じるスロッシ ング量を考慮する。

■溢水伝播挙動評価条件

○溢水源となる屋外タンク等を表現し、地震による損傷をタンク側板が 瞬時に消失するとして模擬する。

○構内排水路による排水機能及び敷地外への排出は期待しない。

○輪谷貯水槽(東側)は基準地震動Ssによって生じるスロッシングによる 溢水量(時刻歴)を模擬する。

■評価モデル

島根原子力発電所の敷地形状を三次元モデルで模擬する。評価モデルを 図 10-3-1 に示す。

溢水源のモデル化にあたっては、敷地形状(尾根,谷,敷地高さ)を踏 まえた発電所構内に流入する降水の集水範囲から、屋外タンク等の設置エ リアを5箇所のエリアに区分する。エリアを区分するうえで考慮した敷地 形状を表 10-2 に示す。

表 10-1 に示す保有水量 20m<sup>3</sup>以上(山間部除く)の屋外タンク等はその 設置位置でモデル化する。また,分散している溢水源を集中させることで 水位が高くなることから,保有水量 20m<sup>3</sup>未満または山間部の屋外タンク等 は,その設置位置でモデル化せず,各エリアでモデル化する屋外タンク等 の保有水量を割り増すことで考慮する。

区分した各エリアと屋外タンク等の配置を図 10-2 に,各エリア内の屋 外タンク等の合計保有水量と溢水伝播挙動評価に用いる溢水量を表 10-1 に示す。

9条一別添1-10-5

表 10-2 エリア区分	で考慮した敷地形状
設置エリア	考慮した主な敷地形状
エリア①/②	尾根
エリア①/③	敷地高さ
エリア①/④	尾根
エリア②/③	敷地高さ
エリア②/⑤	敷地高さ
エリア③/⑤	谷

![](_page_101_Figure_1.jpeg)

![](_page_101_Figure_2.jpeg)

![](_page_102_Figure_0.jpeg)

![](_page_103_Figure_0.jpeg)

![](_page_104_Figure_0.jpeg)

	表 10-3 代表箇所に	こおける最大	、浸水深	
	代表箇所	基準高さ EL [m]	最大 浸水深 [m]	建物外周扉等 の設置位置 EL [m]
地点1	原子炉建物南面	15.0	0.05	15.3
地点2	原子炉建物西面1	15.0	0.01	15.3
地点3	原子炉建物西面 2	15.0	0.03	15.3
地点4	タービン建物南面1	8.5	0.23	8.8
地点 5	タービン建物南面2	8.5	0.72	8.9
地点6	タービン建物南面3	8.5	0.22	9.1
地点 7	タービン建物南面4	8.5	0.21	9.26
地点 8	海水ポンプエリア西面	8.5	0.21	10.8
地点 9	海水ポンプエリア東面	8.5	0.36	10.8
地点10	廃棄物処理建物南面	15.0	0.33	15.35
地点 11	B-非常用ディーゼル発電機燃料 貯蔵タンク格納槽北面	15.0	0.02	15.35

c. 影響評価

屋内に設置される溢水防護対象設備の建物外からの溢水に対する浸水経路としては表 10-4 に示す経路が挙げられる。なお、制御室建物については 直接地表面と接する外壁はなく、屋外タンク等の溢水が直接浸水する経路は ない。

また,屋外に設置されている溢水防護対象設備としては以下があるが, これらに対する浸水経路は地表部からの直接伝播となる。

・A,H-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ

・B-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ

・原子炉補機海水ポンプ

・高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ

以上の各浸水経路のうち,溢水防護区画への浸水経路①~⑤に対する影響評価の結果は次の通りであり,いずれの経路からも溢水防護区画への浸水はない。

## 浸水経路①

溢水防護対象設備を設置する原子炉建物及び廃棄物処理建物については, 各扉付近の溢水水位より外壁に設置された扉の設置位置(敷地高さ(EL15.0m) から0.3m以上)が高いことから溢水防護区画への浸水はない。タービン建物 については,外壁にある扉付近の水位が最大で0.72mであり,扉の設置位置(タ ービン建物東側開口部下端高さ0.4m)を超えるが,開口部下端高さを超える 水位の継続時間が短く,流入する溢水は約5m<sup>3</sup>と少量である。タービン建物の 9条-別添1-10-10

うち耐震 S クラスエリア(東)内に流入した場合,耐震 S クラスエリア(東) における地震起因による溢水量(約2,730m<sup>3</sup>)に含めても,耐震 S クラスエリ ア(東)の溢水を貯留できる空間容積(約6,598m<sup>3</sup>)より小さく貯留可能であ ることから溢水防護区画への浸水はない。

### 浸水経路②

溢水伝播挙動評価による建物廻りの水位は最大でも0.8m程度である。これ に対して、地上1m以下の貫通部に対してシリコン等の止水措置を実施してい ない箇所はないため、本経路から溢水防護区画への浸水はない。

#### 浸水経路③

2号炉建物に隣接する1号炉原子炉建物,タービン建物及び廃棄物処理建 物については敷地高さ(EL8.5m及びEL15.0m)から0.3mの高さまで建物扉や貫 通部がないことを確認している。屋外タンク等からの溢水が1号炉タービン建 物等に流入した場合でも、その水の量は僅かと考えられるが、保守的な想定と して1号炉タービン建物近傍に設置する溢水源となるタンク(純水タンク(A) (B))(約1,200m<sup>3</sup>)が流入したとしても1号炉タービン建物の貯留可能容積 は11,170m<sup>3</sup>であるため、流入水は当該建物内に収容されることから、本経路 から溢水防護区画への浸水はない。

#### 浸水経路④

地下ダクト等はEL8.5mの地下部に7箇所,EL15.0mの地下部に4箇所あり, 屋外とダクト又はダクトと建物境界部に止水処置を実施するため,本経路から 溢水防護区画への浸水はない(詳細評価は補足説明資料9に示す)。

### 浸水経路⑤

建物間接合部にはエキスパンションジョイント止水板等が設置されている ため、本経路から溢水防護区画への浸水はない。

一方,屋外に設置される A,H-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプについては、当該設備を設置する区画に止水性を有した高さ 2m の竜巻防護対策設備を設置すること、また、B-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプについては、当該設備近傍の浸水深は低く(表 10-3 地点 11 最大浸水深:0.02m),扉の設置位置(敷地高さ(EL15.0m)から 0.35m)の方が高いことから溢水防護区画への浸水はない。

原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプについては,当該 設備を設置する取水槽海水ポンプエリアの天端開口部に高さ2mの防水壁を設置 することにより,溢水による影響を防止する。

なお,詳細設計の段階において屋外に設置する溢水防護対象設備についても,

## 9条-別添1-10-11

本項に示す溢水伝播挙動評価により得られる各設置位置における浸水深に対し て対策を講ずることにより,溢水による影響を防止する。

\_\_\_\_\_

以上より,地震起因による屋外タンク等からの溢水は,溢水防護対象設備に影響を与えることがないものと評価する。

NO.	浸水経路
1	建物外壁にある扉
2	建物外壁にある隙間部(配管貫通部)
3	1 号建物扉
	→1 号建物扉と溢水防護対象設備を設置された建物の境界における開口部
4	地下ダクト接続箇所
5	建物間の接合部

表 10-4 溢水防護区画への浸水経路

9条-別添1-10-12
補足説明資料27

溢水影響のある屋外タンク等の選定について

1. はじめに

溢水防護対象設備が設置されている建物等への溢水影響評価において, 溢水影響のある屋外タンク等の選定方法を示す。

2. 屋外タンク等の抽出

島根原子力発電所敷地内において、地上部に設置されており、内部流体が液体 である屋外タンク、貯水槽、沈砂池及び調整池等を図面又は現場調査により抽出 した。

3. 溢水影響のある屋外タンク等の選定

図面又は現場調査により抽出した屋外タンク等を溢水源の選定フローに基づき溢水源とする屋外タンク等又は溢水源としない屋外タンク等に選定する。溢水 源の選定フローを図1に,選定結果を表1に,配置図を図2に示す。

宇中貯水槽及び中和沈殿槽,輪谷貯水槽(西側)沈砂池,輪谷200t貯水槽 は敷地を掘り込んだ構造となっており,水面が敷地高さより低いため,溢水源と する屋外タンク等の対象から除外した。また,敷地形状から建物側へ流れないこ とを確認している屋外タンク等は対象から除外した。

なお,輪谷貯水槽(西側)は基準地震動 Ss による地震力に対し機能維持する 密閉式貯水槽を設置するため,スロッシングを含め溢水は生じない。

4. 溢水源としない屋外タンク等の対策

溢水源としない屋外タンク等の対策内容を以下に示す。

(1) 区分A

基準地震動 Ss による地震力に対し, タンク又は防油堤等のバウンダリ機能を 保持させる。

(2) 区分B

タンクを空運用とすることとし、QMS 文書に反映し管理する。

(3) 区分C

FRP又は樹脂系塗装等で塗装された保有水量全量を保持できる堰の設置等の流出防止対策を実施する。

9条--別添1-補足27-1



1         夕           1         2           No.         1           3         No.           4         No.           5         5           2         1           5         6           7         2           8         9           9         0           1         1           2         1           2         2           7         2           2         1           2         2           2         1           2         2           2         1           2         2           2         3           2         2           2         3           4         5           2         2           3         4           5         2           2         3           4         5           5         2           5         3           4         5           5         3           4         5           5	-ビン油計量タンク 3 重油タンク 2 重油タンク 1 重油タンク 1 重油タンク 上式淡水タンク(A) 上式淡水タンク(B) 遅被受槽(1号) 摩被受槽(2号) (2号) (2号) (2号) 酸貯蔵タンク 生ソーダ貯蔵タンク 生ソーダ貯蔵タンク 号機主変圧器 号機所内変圧器 号機画内変圧器 号機画の変圧器	油       油       油       水       水       薬品(非劇物)       薬品(非劇物)       薬品(劇物)       薬品(劇物)       薬品(劇物)       薬品(劇物)       油	$\begin{array}{r} 47\\ 900\\ 900\\ 560\\ 560\\ 22\\ 10\\ 19\\ 6\\ 30\\ \end{array}$		n-3 n-4 n-4 n-7 n-7 5 n-8 n-9 n-10-1	C A-1 A-1 B B 
2         No.           3         No.           4         No.           5         6           1         1           5         6           1         1           2         3           1         1           2         2           2         1           2         2           2         3           3         1           2         2           3         4           5         6           2         3           4         5           6         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7         2           7	3 重油タンク           2 重油タンク           1 重油タンク           1 重油タンク           1 重油タンク           上式淡水タンク(A)           上式淡水タンク(B)           躍被受槽(1号)           摩液受槽(2号)           (イオン溶解タンク(2号)           酸貯蔵タンク           生メーダ貯蔵タンク           ラ慢生変圧器           号機主変圧器           号機高所内変圧器           号機画内の変圧器(A)	油       油       油       水       薬品(非劇物)       薬品(非劇物)       薬品(非劇物)       薬品(劇物)       薬品(劇物)       油	$\begin{array}{c} 900\\ 900\\ 900\\ 560\\ 560\\ 22\\ 10\\ 19\\ 6\\ 30\\ \end{array}$		n-4 n-4 n-7 n-7 5 n-8 n-9 n-10-1	A-1 A-1 A-1 B B 
3         No.         1           3         No.         1         1           5         地地         1         1         1           5         地地         1         1         1         1           7         電鉄         4         1	2 重油タンク       1 重油タンク       上式淡木タンク(A)       上式淡木タンク(B)       屠液受槽(1号)       屠液受槽(2号)       イオン器解タンク(2号)       酸貯蔵タンク       生ソーダ貯蔵タンク       号機主変圧器       号機吉変圧器       号機吉次圧器       号機吉次圧器       号機高内変圧器	油           油           水           求           東島 (非劇物)           薬品 (非劇物)           薬品 (刺物)           薬品 (劇物)           薬品 (劇物)           液品 (劇物)           油	$\begin{array}{r} 900\\ 900\\ 560\\ 560\\ 22\\ 10\\ 19\\ 6\\ 30\\ \end{array}$		n-4 n-4 n-7 5 n-8 n-9 n-10-1	A-1 A-1 B B 
4         No. 1           5         地地電電           6         地地電電鉄硫市           7         電電鉄硫市           9         0           1         計量           5         23           1         25           2         25           2         25           2         25           2         25           2         25           2         25           2         25           3         1           2         3           2         25           3         4           5         25           5         25           5         25           5         25           5         25           5         25           5         3           4         5           5         25           5         3           4         5           5         5           5         5           5         5           5         5           5         5	1 重油タンク       1 重油タンク       上式淡木タンク(A)       上式淡木タンク(B)       遅浓受槽(1号)       遅浓受槽(2号)       夏秋夏季(2号)       後貯蔵タンク       生ソーダ貯蔵タンク       号機二交圧器       号機百八交圧器       号機百八交圧器       号機百八交圧器       号機百八次正常	油 水 水 薬品(非劇物) 薬品(非劇物) 薬品(刺物) 薬品(劇物) 薬品(劇物) 液品(劇物) 油 油	$\begin{array}{r} 900 \\ 560 \\ 260 \\ 22 \\ 10 \\ 19 \\ 6 \\ 30 \\ \end{array}$		n-4 n-7 5 n-8 n-9 n-10-1	A-1 B — —
5 地 地 1 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	上式淡水タンク(A) 上式淡水タンク(B) 遅波受槽(1号) 遅波受槽(2号) イオン溶解タンク(2号) 酸貯蔵タンク キリーグ貯蔵タンク 号機主変圧器 号機正変圧器 号機画丸変圧器	水 水 薬品(非劇物) 薬品(非劇物) 薬品(非劇物) 薬品(劇物) 薬品(劇物) 油 油	560 560 22 10 19 6 30		n-7 n-7 5 n-8 n-9 n-10-1	B — —
6     地角角々       7     電電外へ       8     電鉄へ       9     0       前前々     前前々       1     2       1     2       2     1       5     2       2     2       5     2       2     5       6     2       5     6       7     8       9     1	<ul> <li>上式淡水タンク(B)</li> <li>羅波受槽(1号)</li> <li>羅波受槽(2号)</li> <li>(2号)</li> <li>(2)</li> <li>(2)</li></ul>	水 薬品(非劇物) 薬品(非劇物) 薬品(刺物) 薬品(劇物) 薬品(劇物) 油	560 22 10 19 6 30		n-7 5 n-8 n-9 n-10-1	B — —
7 電角角 1 電射 電子 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 4 5 7 8 9 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	孫波受槽(1号)     译游受槽(2号)     (2号)     (2)     (2=	薬品(非劇物)           薬品(非劇物)           薬品(非劇物)           薬品(劇物)           薬品(劇物)           薬品(劇物)           液品(加加)	22 10 19 6 30		5 n-8 n-9 n-10-1	_
8 電航 / 電航	驿液受槽(2号)     イオン溶解タンク(2号)     酸貯蔵タンク     数貯蔵タンク     ちいののでは、     ちゅうのでに     ちゅうのでに     おのでに     おのでに     おのでに     おのでに     おのでに     おのでに     おのでに     おのでに     おので     はのので     はのので	<u>薬品(非劇物)</u> <u>薬品(非劇物)</u> <u>薬品(劇物)</u> <u>薬品(劇物)</u> 油 油	10 19 6 30		n-8 n-9 n-10-1	
9         鉄面配           0         硫茚           1         苛           2         1           3         1           5         2           5         2           7         2           7         2           8         海球           9         0	イオン溶解タンク(2号) 後貯蔵タンク 生ソーダ貯蔵タンク 号機主変圧器 号機所内変圧器 号機主変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合機変圧器 合して、 合 、 合して、 合して、 合して、 合 、 合して、 合して、 の 合 、 の 合 、 の つ 、 つ つ つ つ つ つ つ つ つ	薬品(非劇物)           薬品(劇物)           薬品(劇物)           油	19 6 30		n-9	
0 硫酸 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	酸貯蔵タンク 生ソーダ貯蔵タンク 弓機主変圧器 号機所内変圧器 号機変圧器 =機画内変圧器(A)	薬品(劇物)       薬品(劇物)       油       沖	6 30	X	n-10-1	
1     苛性       2     1       3     1       5     2       6     2       7     2       8     海捕       9     補補	生ソーダ貯蔵タンク 号機主変圧器 号機所内変圧器 号機主変圧器 長機主変圧器 品種面内変圧器(A)	<u>薬品(劇物)</u> 油 油	30		11 10 1	С
2     1号       3     1号       4     2号       5     2号       7     2号       8     海明       9     補明	号機主変圧器 号機所内変圧器 号機主変圧器 品維可成率圧 哭 (A)	油 油		X	n-10-1	В
3 1 4 2 5 2 6 2 7 2 8 海明 9 補明	号機所内変圧器 号機主変圧器 号機証内変圧器(Δ)	)山	0	×	n-11	В
4     2 号       5     2 号       6     2 号       7     2 号       8     海水       9     補助	号機主変圧器 呈機前内変圧器(A)	1111	0	×	n-11	В
5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 3 2 5 3 3 4 3 4 5 3 5 4 5 4 5 4 5 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	台灣町内公井袋(A)	油	77	×	n-12	С
6 2月 7 2月 8 海才 9 補助		油	10	×	n-12	С
7 2天 8 海才 9 補助	号機所内変圧器(B)	油	10	×	n-12	C
8 海7 9 補助	F機起動変圧器	旧(北方	24	×	n-12	C
9 袖助 0 靖日	水電解装置肥気槽	<u>楽品(</u> 非劇物)	12	0	n-13	_
<ul> <li>Take link</li> </ul>	りかイフー排水処理装直 pl調整用 酸貯槽	<u> </u>		X	n-14-1	C
0 相助	りかイフー伊水処理装置 pH調整用了MVI貯槽	<u> </u>		×	n-14-1	C
1 相助	りかイフー排水処理装直 排水p日甲和槽		3		n-14	
4 相助	90小1ノー111000000米(位入灯間 カタンク田沟国海主に調入地	米山 (井劇物)   東日 (出劇場)	1		n=14	_
<u> 3   里洋</u> 4   <u>9 <sup>E</sup></u>	mフィフ 用心尿攸左圧詞宣帽 見像 〕亦 広思	<u>采印 (</u> 非劇物)	Z 141	$+$ $\stackrel{\circ}{\vee}$ $+$	n=15	_
4 <u>3</u> 7	5 國土後广奋 马滕高贞亦 <u></u> 居思	出	141	×	n-16	0
6 9 5	710///11发几奋 马继靖肋亦耳哭	一世	21	÷ ÷	n=10 n=16	C
0 3天 7 元年	718/1199.20/工命	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	31 9		n=10 n=17	C
8 500	NJ PETER WVケーブル絵油装置		1	× ×	n=17	C
9 補日	助ボイラーサービスタンク	油	9	×	n-14-1	C
0 1 5	品い ロック ロング CALL CALL CALL CALL CALL CALL CALL CAL	水 (放射性)	2.000	X	n-3	R
1 3 5	合定水交パンシン 合復水貯蔵タンク		2,000	X	n-74	A-2
2 3 5	号補助復水貯蔵タンク		2,000	×	n-74	A-2
3 代表	些注水槽	7K	2,500	×	n-20	B
4 3 5	号補助消火水槽 (A)		200	X	n-75	B
5 3 5	号補助消火水槽 (B)		200	X	n-75	B
6 3 5	号ろ過水タンク (A)	水	1,000	0	1	-
7 3 月	号純水タンク (A)	水	1,000	ŏ	2	-
8 消少	人用水タンク (A)	水	1,200	Ŏ	3	—
9 消火	人用水タンク (В)	水	1,200	0	3	-
0 宇中	中受水槽	水	24	0	46	—
1 変日	王器消火水槽	水	306	0	4	—
2 管理	里事務所1号館東側調整池	水	1,520	0	9	-
3 3 5	号所内ボイラサービスタンク	汕	2	×	n-24-2	С
4 4 5	<u> 号所内ボイラサービスタンク</u>	油	2	×	n-24-3	С
5 苛性	生ソーダ貯蔵タンク	<u> </u>	26	×	n-27	C
6 排才	k中和用塩酸タンク	<u> 楽品 (劇物)</u>	1	×	n-27	C
7 排力	K中和用 奇性ソーダダンク	<u> 楽品 (劇物)</u>	1	X	n-27	C
8 塩鹿	<b>桜貯槽</b>	<u>楽品 (劇物)</u>	3	X	n-28-3	C
9 71	偏変比器		10	X	n-31	C
0 15	<b>号機起動変圧器</b>		48	X	n-32	C
1 (航門	図川 取2 イソ 島街 水 時読 タンカ	来前(劇物)	500	~	n=27	1_0
2 17	フルハ川 殿ノ イフ 見緒時井	小 (放射性)	500		n=33	A=2
0 1方	ワ11日9Jリ ニング ノク セ タンノカ (A)	小(双射性)	600		n=34	В
4 単地プ に 約1-1	トフ イ フ (A) セ カ ヽ_ カ (D)	小	600		10	
6 9 5	Nアイン (D) 計復水貯蔵タンク	小 (お針か)	2 000	$+$ $\stackrel{\vee}{\leftarrow}$ $+$	10	
7 9 5	100小川際アイアー	水 (放射性)	2,000		n 55 n-36	A=2
8 9 5	トーラス水受人タンク	水 (放射性)	2,000	X	n -97	A-2
9 A-T	「空隙気塔	*	2,000	ô	n-38	
0 R-T	<u>主</u> 灾脱氨基	71	2	l ŏ l	n-38-1	-
1 法非	印水回収補		9	- č	n-38-2	_
2 C-	直空脱気塔	· 水	3	l X	n-28	-
3 D-	真空脱気塔		3	ŏ	n-28-1	-
1 冷去 2 C一 3 D一	3.1.公司取補 真空脱気塔 真空脱気塔		2 3 3	0	n-38-2 n-28 n-28-1	

#### 表1 溢水影響のある屋外タンク等の選定結果(1/2)

No.	名称	内容物	保有水量 [m <sup>3</sup> ]	選定結果**1	配置図 No	区分
64	C/D用冷却水回収槽	水	2	0	n-28-2	
65	2号ろ過水タンク	水	3,000	0	11	-
66	<ol> <li>1 号除だく槽</li> </ol>	水	87	0	12	-
67	1 号ろ過器	水	62	0	13	-
68	2 号除だく槽	水	102	0	14	_
69	2 号ろ過器	水	36	0	15	-
70	2 号濃縮槽	水	30	0	16	-
- 71	1 号除だく槽排水槽	水	7	0	n-41	-
72	22m盤受水槽	水	30	0	37	
73	1 号ろ過水タンク	水	3,000	0	17	-
74	ガスタービン発電機用軽油タンク	油	560	×	n-43-1	A-1
75	泡消火薬剤貯蔵槽(ガスタービン発電機用軽油タンク)	薬品 (非劇物)	1	0	n-43	-
76	OFケーブルタンク	油	3	×	n-47	С
77	輪谷貯水槽(東側)	水	$1,864^{\%2}$	0	19	-
78	輸谷貯水槽(西側)	水	10,000	×	n-55	A-2
79	輪谷貯水槽(東側)沈砂池	水	260	0	20	-
80	碍子水洗タンク	水	146	0	22	-
81	原水80 t 水槽	水	80	0	24	
82	雑用水タンク	水	33	0	26	
83	字中系統中継水槽 (西山水槽)	水	30	0	25	-
84	59m盤トイレ用水貯槽	水	32	Õ	44	-
85	500kVケーブル給油装置	油	1	×	n-48	С
86	非常用ろ過水タンク	k	2,500	×	n-49	A-2
87	74m 盤受水槽 (2 槽)	水	60	0	27	
88	山林用防火水槽(スカイライン)	7.	50	ŏ	n-52	
90	山林用防火水槽(スカイライン)	7/1	50	ň	n-59	
00	Δ-SB個 h 消水設備 タンカ		46	0	18	
90	n 50/2 ジ11/1Km / イン R=SR 個 h 消水 設備 タンク	7	10		10	
31	D 5D/2 ジ11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/		155	- X	10	
92	n=50mm 週 9 (目)(取)開ク イク p=50	小	100	2	2ð	
93	D=0001 産週リ (月八 収 開 グ イ ク 9 旦 / 「 売 売 売 志 永 永 ル 壮 平 ( ) に → ふ → ( ) ( )	小小	155	× ×	28	
94	○ 写仮設御水次水化装直(海水交水槽)	水	25		29	
96	3 亏饭設御水淡水化装置(RO処埋水槽)	水	15	L X	n-76	-
97	3号仮設海水淡水化装置(仮設純水槽)	水	5	0	n-77	-
97	ガスタービン発電機用軽油タンク用消火タンク	水	49	0	23	-
98	仮設合併処理槽	水	31	0	34	-
99	管理事務所 4 号館用消火タンク	水	21	0	36	-
100	仮設水槽−1(2号西側法面付近)	水	20	0	39	-
101	仮設水槽-2(2号西側法面付近)	水	20	0	40	-
103	仮設水槽-3(2号西側法面付近)	水	20	0	45	-
103	純水装置廃液処理設備	水	42	0	31	-
104	3 号純水タンク(B)	水	1,000	0	32	-
105	3 号ろ過水タンク(B)	水	1.000	Õ	33	-
106	A-44m 盤廻り消火設備タンク(南側)	水	155	Õ	30	—
107	B-44m 盤廻り消火設備タンク(南側)	水	155	Õ	30	-
108	A-44m盤廻り消火設備タンク(北側)	水	155	Õ	38	-
109	B-44m 盤廻り消火設備タンク(北側)	TK .	155	Õ	38	-
110	字中合併净化槽(1)	*	63	ŏ	42	-
111	字中合併浄化槽 (2)	*	126	ŏ	43	_
112	ブロータンカ	7	1	- ŏ	n=14	
112	リービー / ジー/ 排水 協盗捕	71	1	Ö	n 14	<u> </u>
113	训练田齿返水埔	-14	4		n 14 n-59	
114	1	小 軍具(出劇版)	1		11-00	
115	1 ワ1 時小 电 肝 衣 回 电 肝 間 ( 相 尿 / 1 / 1 / 8 間 / 1 / 1 / 4 / 1 / 1	米田(升劇物)	2		n=8	
116	4 万博小電暦表進電暦(〒館壌747 12件) / にかえ速(0 見画側は売付)に)	米山 (井尉物)	2		n-8	_
117	1次取水價(2万四側法面竹近)	水	2	-	n-59	
118	ZOMVA索忌用変圧奋	川川	15	×	n-60	A-1
119		水	1	U U	n-24	-
120	開切ホイフー伶却水伶却塔	水	1	U U	n-24-1	_
121	<b>海</b> 水处埋装直	水	10	U U	n-71	_
122	防火水槽	水	20	0	n-74	_
123	历火水槽	水	20	0	n-73	_
124	トイレ用ろ過水貯槽	水	8	0	n-41	_
※1:; ※2:; ( 区分 A 区分 E	溢水源とする屋外タンク等を「○」, 溢水源と 基準地震動 Ss による地震力に対し耐震性を有 呆有水量は, スロッシング解析値(1,694m3) : 基準地震動 Ss による地震力に対し, タンク A-1:SA 対応において基準地震動 Ss による A-2:溢水影響評価において基準地震動 Ss に : FRP 又は樹脂系塗装等で塗装された保有水量 の流出防止対策を実施オス	しない屋外タン しているため、 と実験値の差を または防油堤等 地震力に対し、 こよる地震力に対し、 こよる地震力にす	ク等を「× スロッシン 踏まえ 1.11 のバウング 耐震性を確 すし, 耐震 さる堰を設	<ul> <li>、」とする。</li> <li>・グ量を保存</li> <li>倍し、切上</li> <li>ジリ機能が得く</li> <li>に保するもの</li> <li>性を確保す</li> <li>置し、配管</li> </ul>	「水量とし けた値。 保持できる )。 るもの。 破断等に 」	た。 '。 より堰タ
	9条一別添	1-補足 27-	-4			

#### 表1 溢水影響のある屋外タンク等の選定結果(2/2)

\_\_\_\_\_

-----

1



7. 建物外周地下部における地下水位の上昇(事象 f.)

10.2 地下水の溢水による影響

島根原子力発電所2号炉では、溢水防護区画を構成する原子炉建物、廃棄物処 理建物及び制御室建物の周辺地下部に、図 10-6 に示すように地下水位低下設備 を設置することとしており、同設備により各建物周辺に流入する地下水の排出を 行う。

10.2.1 各建物の地下水位低下設備の設置について

原子炉建物,廃棄物処理建物及び制御室建物の周辺地下部に,基準地震動 Ss による地震力に対して機能維持する地下水位低下設備を設置することによって, 地震時及び地震後においても地下水を地上の雨水排水系統へ排水することが可 能である。また,地下水位低下設備の電源は,非常用電源系統より供給すること から,外部電源喪失時にも排水が可能となっており,水位が上昇し続けることは ない(「島根原子力発電所2号炉 地震による損傷の防止 別紙-17 地下水位 低下設備について」参照)。



10.2.2 影響評価

地下水の溢水防護区画への浸水経路としては地下部における配管等の貫通部 の隙間部及び建物間の接合部が考えられるが、基準地震動 Ss による地震力に対 して機能維持する地下水位低下設備を設置することから、建物まで地下水位が上 昇することはなく、地下水が溢水防護区画内に浸水することはない。

なお、地下水位をタービン建物の地表面(EL8.5m)と想定し、溢水防護区画への浸水対策として、地下部における配管貫通部等の隙間部には止水措置を行っており、また建物間の接合部にはエキスパンションジョイント止水板を設置している。

以上より,地下水は,溢水防護対象設備に影響を与えることがないものと評価 する。

9条-別添1-10-21

浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策の設置位置、実施範囲及び施工例

1. はじめに

浸水防護重点化範囲については,浸水を防止するため浸水防止設備を設置して いる。

浸水防護重点化範囲であるタービン建物(耐震 S クラスの設備を設置するエリア),取水槽海水ポンプエリア,取水槽循環水ポンプエリアに浸水対策として実施している浸水防止設備については,内郭防護として整理する。

2. 浸水対策の位置

(1) タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)

タービン建物(耐震 S クラスの設備を設置するエリア)に対する浸水対策に ついては、タービン建物(耐震 S クラスの設備を設置するエリア)とタービン 建物(復水器を設置するエリア)との境界における浸水対策及びタービン建物 (復水器を設置するエリア)と海域との境界における対策があることから、以 下にそれぞれの内容について示す。

a. タービン建物(耐震 S クラスの設備を設置するエリア)とタービン建物(復 水器を設置するエリア)との境界における浸水対策

浸水防護重点化範囲であるタービン建物(耐震 S クラスの設備を設置するエ リア)への浸水対策として実施している浸水防止設備の設置位置,浸水防止設 備リストを示す(図1,表1)。



図1 タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)の浸水対策の概要 (タービン建物(復水器を設置するエリア)との境界)

表1	タービン建物	(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)の浸水対策設備	リ
	スト(ター	- ビン建物(復水器を設置するエリア)との境界)	

番	設置	夕む 秳炻		寸法		
号	高さ	石柳	1里3頁	縦	横	
1	EL2.Om	復水哭ェリア陆水時	防水壁	設計中		
2	EL0.25m	復小品エリア的小型	防水壁			
3	EL2.Om		水密扉			
4	EL2.Om		水密扉			
5	EL2.Om	復水器エリア水密扉	水密扉			
6	EL2.Om		水密扉			
$\bigcirc$	EL2.Om		水密扉			
8	EL2.Om	床ドレン逆止弁	逆止弁			

b. タービン建物(耐震 S クラスの設備を設置するエリア)と海域との境界における浸水対策

浸水防護重点化範囲であるタービン建物(耐震 S クラスの設備を設置するエ リア)への浸水対策として実施している浸水防止設備の設置位置,浸水防止設 備リストを示す(図2,表2)。



図2 浸水対策の概要

表2 タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)の浸水対策設備リ スト(海域との境界)

来旦	設置	夕 <del>折</del>	括粘	寸法		
留方	高さ**	石桥	作里为只	縦	横	
(1) - 1	EL4. 7m	タービン補機海水系配管	进止会	φ 750		
(I) — I	(屋外配管ダクト)	逆止弁	更重开			
	EL2. 7m	液体廃棄物処理系配管	送正会	φ 80		
<u>(</u> )-2	(屋外配管ダクト)	逆止弁	逆止开			
①-3	—	原子炉補機海水系配管	配管	_		
		高圧炉心スプレイ補機	両にな			
<u></u>	_	海水系配管	HL'È		-	

※ 設置高さが複数にまたがる場合等には「-」を記載する。

(2) 取水槽海水ポンプエリア

浸水防護重点化範囲である取水槽海水ポンプエリアに浸水対策として実施し ている浸水防止設備の設置位置,浸水防止設備リストを示す(図2,表3)。

亚旦.	設置	by the	<b>全重 米石</b>	寸法		
留亏	高さ**	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	1里 次只	縦	横	
2-1	EL1.1m	タービン補機海水ポンプ	ポンプ	_	-	
	EL 4 1m	タービン補機海水ポンプ	雪乱分	φ 550		
2-2	LL4, 111	出口弁	电影开			
2-3	_	タービン補機海水系配管	配管	-		
2-4	EL4.Om	除じんポンプ	ポンプ	_		
2-5	—	除じん系配管	配管		-	

表3 取水槽海水ポンプエリアの浸水対策設備リスト

※ 設置高さが複数にまたがる場合等には「-」を記載する。

(3) 取水槽循環水ポンプエリア

浸水防護重点化範囲である取水槽循環水ポンプエリアに浸水対策として実施 している浸水防止設備の設置位置,浸水防止設備リストを示す(図2,表4)。

亚旦	設置	by the	<b>全重 米石</b>	寸法		
留万	高さ**	石桥	作里发展	縦	横	
3-1	EL1.1m	循環水ポンプ ポンプ				
3-2	—	循環水系配管	配管	_		
		タービン補機海水系配管	零制分	+ 750		
3-3	EL4.UM	第二出口弁	电则开	φ 750		
3-4	_	タービン補機海水系配管	配管	_		

表4 取水槽海水ポンプエリアの浸水対策設備リスト

※ 設置高さが複数にまたがる場合等には「-」を記載する。

3. 貫通部止水処置の施工例

浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策として実施する貫通部止水処置の 施工例を以下に示す。



施工例①





### 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について

### 1. はじめに

海水ポンプは,取水時に浮遊砂の一部が軸受潤滑水とともにポンプ軸受に混 入したとしても,図1に示すとおり,軸受に設けられた異物排出溝(溝深さ約 3.5mm)から連続排出される構造となっているため,取水機能は維持できる設計 となっている。これまでの運転実績においても,浮遊砂混入による軸受損傷は 発生していないが,ここでは,発電所周辺の細かな砂(粒径 0.3mm 程度)が軸 受に混入した場合の軸受の耐性について評価する。



図1 海水ポンプ軸受構造図

2. 軸受摩耗試験

(1) 試験方法

試験ピット内に粒径 0.3mm 程度の砂を入れ,実機海水ポンプを用い軸受の 摩耗量を測定した。試験における砂濃度は,島根2号炉の取水槽位置におけ る砂濃度を包絡し,また,濃度の違いによる摩耗の傾向を把握するため2点 設定した。試験条件を表1に,海水ポンプ軸受摩耗試験装置の概要を図2に 示す。

項目	試験条件		備考		
砂濃度	1回目 0.016wt%		島根2号炉取水槽位置における砂濃度を包		
	2回目	0.100wt%	絡し、傾向把握のため2点設定。		
吐出量	2040m <sup>3</sup> /h		ポンプの定格流量。		
动井垟	宇部珪砂(6号)		発電所周辺の細かな砂(粒径 0.3mm 程度)が		
砂江惊			多く含まれる砂を採用。		
試験時間	1回目	2時間	試験時間:2時間2分(122分)		
	2回目 2時間		試験時間:2時間22分(142分)		

表1 試験条件



図2 海水ポンプ軸受摩耗試験装置概要

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

(2) 試験結果

砂濃度 0.016wt%及び 0.1wt%における実機海水ポンプの軸受摩耗結果から1 時間あたりの摩耗量を算出した。試験結果より確認された軸受の1時間当たり の摩耗量を表2に,濃度と摩耗量の関係を図3に示す。

表2 試験における軸受の摩耗量

図3 試験における濃度(wt%)と摩耗量(mm)の関係

3. 砂濃度評価

島根2号炉の取水槽位置の砂濃度は表3に示す条件にて解析を実施し算出 している。取水槽位置での砂濃度は図4に示すとおりであり、取水槽で砂濃度 の変化が見られる12000秒から砂濃度が下降傾向を示す19800秒間の平均砂濃 度0.25×10<sup>-3</sup>wt%を評価に用いることとする。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

表3 基準津波による砂移動の解析条件

波源	鳥取県(2012)が日本海東縁部に想定した地震による津波				
砂移動モデル	高橋ほか(1999)の手法による検討結果				
算出点	取水槽位置	浮遊砂体積濃度上限値	1%		



時間(秒)

図4 基準津波1(防波堤有り,循環水ポンプ停止)による砂濃度の評価結果

## 4. 軸受耐性評価結果

(1) 軸受評価方法

軸受評価の方法については,砂濃度 0.016wt%及び 0.1wt%の試験で求められ た濃度と摩耗量の関係から,砂濃度が低いときに摩耗量は低くなる傾向にあ る。島根 2 号炉の取水槽位置の砂濃度は,0.25×10<sup>-3</sup>wt%であるため,砂濃度 0.016wt%の試験で確認された摩耗量より低くなると考えられるが,ここでは 保守的に,試験結果から得られた 0.016wt%の砂濃度における摩耗量 を用いることとする。評価に用いる摩耗量を図 5 に示す。

## 図5 評価に用いる摩耗量

(2) 軸受評価結果

隙	間管理値に達す	トるまでの詞	許容寸法		に対し,	1時間あた	りの	摩耗
量を		とすると,	運転可能	と時間は終	」82 時間	と評価され	る。	

5. まとめ

津波襲来による浮遊砂濃度が上昇する時間は長くても3時間程度であり,津 波襲来時に海水ポンプ軸受部に浮遊砂が混入したとしても海水ポンプ軸受耐性 は十分にあり,取水性に問題はない。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

燃料等輸送船の係留索の耐力について

#### 1. 概要

燃料等輸送船(以下,「輸送船」という。)は、津波襲来までに時間的余裕が ある津波の場合は、緊急退避するが、津波襲来までに時間的余裕がない津波の 場合は、荷揚場に係留することとなる。そのため、ここでは、係留索の耐力に ついて評価を実施する。また、耐津波設計における係留索を固定する係船柱及 び係船環の必要性及び評価方針について別紙に示す。

係留索については,船舶の大きさから一定の算式によって計算される数値(艤装数)に応じた仕様(強度,本数)を有するものを備えることが,日本海事協会(NK)の鋼船規則において定められている。

本書では、輸送船が備えている係留索の係留力、及び津波による流圧力を石 油会社国際海事評議会 OCIMF (0il Companies International Maritime Forum) 刊行 "Mooring Equipment Guidelines"の手法を用いて算出し、耐力評価を行 う。なお、同書は船舶の係留方法・係留設備に関わる要求事項を規定するもの であり、流圧力の評価については大型タンカーを主たる適用対象とするもので あるが、輸送船は大型タンカーと同じ1 軸船であり、水線下の形状が類似して いるため、同評価を輸送船に適用することは可能と考える。

なお、荷揚場については、岩着構造であり、基準地震動 Ss に対して損傷する ことはなく、本係留索の耐力評価に影響を及ぼさない(添付資料 38 参照)。

#### 2. 評価

(1) 輸送船,係留索,係船柱及び係船環の仕様

輸送船,係留索,係船柱及び係船環の仕様を表1に,輸送船の配置例及び係 船柱,係船環の位置を図1に示す。

	項目	仕様			
	総トン数	約 5,000 トン			
	載貨重量トン	約 3,000t			
志 注 心	喫水	約 5m			
<b>刪</b> 达加	全長	100.0m(垂線間長:94.4m)			
	型幅	16. 5m			
	形状	(図1参照)			
	直径	60mm(ノミナル値)			
反应声	素材種別	Polyethylene Rope Grade 1			
你面光	破断荷重	279kN(キロニュートン)=28.5tonf			
	係船機ブレーキ力	28.5tonf×0.7≒20.0tonf			
反如十	形状	(図1参照)			
係船柱 及び 係船環	ビット数, 位置	(図1参照)			
	係留状態	(図1参照)			
	強度	25t			

表1 輸送船,係留索,係船柱及び係船環の仕様



図1 輸送船,係留索,係船柱及び係船環の配置

5条-別添1-添付16-3 131

(2)津波条件(流向,水位,流速)

襲来までに時間的余裕がなく、輸送船を離岸できない海域活断層から想定 される地震による津波を評価条件とする。

海域活断層から想定される地震による津波による荷揚場近傍の流向は,図 2に例示するとおり,荷揚場に対する接線方向の成分が支配的となる。これ に対し,輸送船は荷揚場と平行して接岸されることから,評価は輸送船の船 首及び船尾方向の流圧力に対する係留索の耐力について実施する。



図2-1 基準津波4の流向



(地震発生後6分50秒後)

図2-2 基準津波4の流向

一方,海域活断層から想定される地震による津波の荷揚場位置における水位 及び接線方向成分の流速は,図3-1のとおりとなる。

図3-1に示すとおり、地震発生後、押し波が5分程度継続した後、引き波に転じ約6分で第一波の最低点に達し、流速は第1波の最低点と同時刻に最大の2.3m/sに達する。



図3-1 基準津波4の流速(荷揚場近傍)

なお、図3-1に示した津波の流速は、防波堤の損傷を想定した場合におけ る流速であり、防波堤の損傷を想定しない場合(防波堤健全の条件)でも、接 線方向成分の流速は、図3-2に示すとおり、流速条件は防波堤損傷状態にお ける流速と同程度である。



図3-2 防波堤健全時における基準津波4の流速(荷揚場近傍)

(3)係留力

係留力の計算方法を表2に、計算結果を表3,図4,5に示す。



表2 係留力の計算方法

	nce[tonf]	係船柱 強度	25.0	25.0
	erforma	슈태	20.0	20.0
	Bitt F	Bitt Load	20.0	20.0
	係留力 前後	[tonf]	19.3	19.7
の計算結果	索張力工	[tonf]	20.0	20.0
力(図1)の	習角	β	-14.5	8.9
€3 係留 <sub>7</sub>	係	θ	4.8	2.4
茶	係留索長さ[m]	船外	13.1	21.6
	-++	B1	B8	
	おお	* 注 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	Line1	Line2
	フェア	リーダ	FL1	FL2









(4)流圧力

流圧力の計算方法を表4に示す。計算結果について,前項で求めた係留力との比較結果を図6に示す。

【流圧力計算式】	F <sub>xc</sub> :縦方向流圧力[kgf]
$Fxc = \frac{1}{2} \times C_{xc} \times \rho_c \times V_c^2 \times L_{pp} \times d$	C <sub>xc</sub> :縦方向流圧力計数
	V <sub>c</sub> :流速[m/s]
	L <sub>pp</sub> : 垂線間直[m]
	d :喫水[m]
	$ ho_{ m c}$ :水密度 $[ m kg\cdot m sec^2/m^4]$
	$(=104.5 \text{ sec}^2/\text{m}^4)$

表4 流圧力の計算方法

(出典:係留設備に関する指針 OCIMF 刊行)



(出典: VLCC における風圧及び流圧の予測 OCIMF 刊行)

縦方向流圧力係数[Cx]



図6 流圧力と係留力の比較

## 3. 結論

船首側及び船尾側の係留索各1本で評価した場合は,津波(最大流速2.3m/s) による流圧力に対し,係留力(約19.7tonf,約19.3tonf)が上回ることを確 認したが,津波による流圧力に対する係留力の余裕は小さいことから,係留に 当たっては,安全率を確保できるように,船首側及び船尾側の係留索を,それ ぞれ2本以上使用して係留することとする。 耐津波設計における係船柱及び係船環の必要性及び評価方針について

#### 1. 概要

燃料等輸送船は、津波襲来までに時間的余裕がある津波の場合は、緊急退避 するが、津波襲来までに時間的余裕がない津波の場合は、荷揚場に係留する。

ここでは,係留索が機能しない場合,燃料等輸送船は輪谷湾内を漂流し,取 水口へ到達する可能性があるため,取水口への到達可能性評価を踏まえ,係留 索を固定する係船柱及び係船環の必要性等について示す。

2. 係船柱及び係船環の必要性について

燃料等輸送船が係留索がない状態において取水口上部に漂流した場合,基準 津波4の取水口における最低水位 EL-4.2m に対して,喫水高さは3m~5m であ ることから,取水口(上端 EL-9.0m)に到達する可能性がある。

3. 係船柱及び係船環の位置付けについて

係留索を固定する係船柱及び係船環について,漂流防止装置と位置付け設計 を行う。

4. 漂流防止装置の評価方針について

海域活断層に想定される地震による津波の襲来に伴い,荷揚場に係留された 燃料等輸送船を漂流させないため,荷揚場の係船柱及び係船環を漂流防止装置 として設計する。

【規制基準における要求事項等】

津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物,設置物 等が破損,倒壊,漂流する可能性について検討すること。上記の検討の結果, 漂流物の可能性がある場合は,防潮堤等の津波防護施設,浸水防止設備に波及 的影響を及ぼさないよう,漂流防止装置または津波防護施設,浸水防止設備へ の影響防止措置を施すこと。

係船柱及び係船環の配置を図1に,荷揚護岸の断面図を図2に,構造概要を 表1に示す。


図1 係船柱及び係船環配置図



図2 荷揚護岸の断面図



## 表1 係船柱及び係船環の構造概要

漂流防止装置とする係船柱及び係船環は,海域活断層に想定される地震による津波の流れにより作用する燃料等輸送船の係留力に対して,係留機能を損なうおそれのないよう,構造強度を有することを確認する。また,基準地震動Ssに対して,係留機能を損なうおそれのないよう,構造強度を有することを確認する。

係船柱及び係船環の基礎(アンカー)となる荷揚護岸は,係船柱及び係船環 の支持機能を損なうおそれのないよう,安定性を確保する。

係船柱、係船環及び荷揚護岸の要求機能と評価方針を表2に示す。

荷揚護岸	支持機能	・係船柱及び係船環の 支持機能を損なうおそ れのないよう,安定性 を確保すること。	・安定性を確保すること。	・荷揚護ド	残留変形量	・許容残留変形量	荷重として考慮する。	誤†を行う。なお,海域活 、津波荷重を考慮する必 ,考慮しない設計とする。
船環		1のないよう, 構造 送船の引張荷重 いよう, 構造強度		・係船環定着部	せん断破壊		船の形状及び津波の速度に応じた波圧を	には,常時荷重,地震荷重及び係留力を適切に組合せて影は荷揚場に遡上しないことから,津波荷重は考慮しない。 は荷揚場に想定される地震による津波が到達する。したがって, 技荷重と漂流物衝突荷重は係留力と逆方向に作用するため,
低	係留機能	止装置に要求される機能を損なうおそれ る津波の流れにより作用する燃料等輸) 置に要求される機能を損なうおそれのな	らないこと。	・係船環本体	曲げ破壊 せん断破壊			
係船柱				・アンカーボルト 定着部	せん断破壊		<b>浮力,燃料等輸送</b>	
		s に対し,漂流防」 と。 息定される地震によ 付し,漂流防止装		・アンカーボルト	曲げ破壊せん断破壊		の浸水深に応じた浮	船環の設計において 1る地震による津波 計においては、海域 自住の観点では津波 也震荷重 経留力 + 余震荷重
		<ul> <li>・基準地震動S</li> <li>・建進也震動S</li> <li>・強度を有するC</li> <li>・海域活断層に表</li> <li>・(係留力)(ご)</li> <li>を有すること。</li> </ul>	・終局状態に至ら	・係船柱本体	曲げ及び せん断破壊	・短期許容応力局 ・燃料等輸送船の	・燃料等輸送船	係船柱及び係続 断層から想定され 荷揚護岸の設計 要があるが,安远 ・常時荷重+地
造部位		求機能	性能目標	照査部位	照查項目	許容限界	留意事項	荷重
構		日本	評価方針					

表2 係船柱,係船環及び荷揚護岸の要求機能と評価方針

## 5条-別添1-添付16-19 **147**